### 第5回平成18年12月定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成18年12月18日 開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後4時47分 散会 招集の場所 与謝野町議会会議場

### 1 . 出席議員

1番	野	村	生	八	10番	赤	松	孝	_
2番	畠	Щ	伸	枝	11番	勢	旗		毅
3番	上	Щ	光	正	12番	多	田	正	成
4番	廣	野	安	樹	13番	服	部	博	和
5番	小	林	庸	夫	14番	有	吉		正
6番	家	城		功	15番	谷	П	忠	弘
7番	伊	藤	幸	男	16番	森	本	敏	軌
8番	浪	江	郁	雄	17番	今	田	博	文
9番	井	田	義	之	18番	糸	井	満	雄

## 2 . 欠席議員

(なし)

# 3.職務のため議場に出席した者

議会事務局長 森下 文夫 書 記 植松 ひろ子

## 4.地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	太田	貴美	代表監査委員	足立	正人
助 役	堀口	卓也	教 育 長	垣中	均
総務課長	大下	修	教育委員長	白杉	直久
企画財政課長	吉田	伸吾	商工観光課長	太田	明
岩滝地域振興課長	小林	哲也	農林課長	山﨑	信之
野田川地域振興課長	平野	勝彦	教育推進課長	土田	清司
加悦地域振興長	和田	茂	教 育 次 長	鈴木	雅之
税務課長	和田	茂雄	下水道課長	小西	忠一
住民環境課長	藤原	清隆	水 道 課 長	芋田	政志
会計室長	金谷	肇	保健課長	佐賀	義之
建設課長	坂本	典男	福祉課長	岡田	康利

# 5 . 議事日程

日程第 1 一般質問

#### 6.議事の経過

(開会 午前9時30分)

議 長(糸井満雄) 大変寒くなりましたが、皆さんお元気でご出席いただきましてありがとうござい ます。本日も一日よろしくお願いしたいと思います。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議 を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程にしたがい進めたいと思います。

12月15日に引き続き、一般質問を続行します。

それでは、早速、2番、畠山伸枝議員の一般質問を許します。

2番、畠山伸枝議員。

2 番(畠山伸枝) 皆さんおはようございます。日本共産党の畠山伸枝です。

私は、議長のお許しが出ましたので、通告に基づきまして教育基本法について質問をいたします。

この教育基本法は、政府与党、自民・公明党が提出しました法案で、参議院本会議で残念ながら12月15日可決をされてしまいました。しかし、この数による悪法強行には一かけらの大義も道理もないことを申し上げまして、質問に入ります。

改定の理由といたしまして、半世紀以上が経過し、この間、科学技術の進歩、情報化、国際化、 少子高齢化など、我が国の教育をめぐる状況は大きく変化したこと。そして、子どものモラル低 下や学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下、若者の雇用問題なども深刻化など、さまざま な課題が生じていて、教育の根本にさかのぼった改革が求められている。このように言っており ます。現行の教育基本法にどこに問題があるのかについては、語られておりません。

まず最初に、教育長は教育行政を行う中で、問題があると思われた部分はありますでしょうか。 そしてこの法案を審議する中では、さまざまな問題が起こってきました。必修科目未履修問題、 いじめ隠蔽などです。これらの問題は、教育基本法とは全く別の問題です。その上、タウンミー ティングでのやらせまで露顕してきました。

このやらせは、日本共産党の石井郁子議員が追求したのが最初で、9月2日に青森県八戸市で行われた教育改革タウンミーティングで内閣府が県教育委員会に依頼して、教育基本法改悪法案に賛成するよう、学校関係者にやらせ質問をさせていたことを、特別委員会で明らかにしたものです。

質問のひな型として、一つには、時代に対応すべく教育の基本となる教育基本法を見直すべきだ、二つ目には、改定案は公共の精神などの視点が重視されていて共感できる。改正をきっかけに思いやりのある社会の実現を目指すべきだ。そして三つ目には、教育の原点はやはり家庭教育だと思う。このようなことが3点書かれていたということです。さらに、内閣府からは、発言の仕方にまで注意があったとして、「できるだけ自分の言葉で」「セリフの棒読みは避けてください」「自分の意見を言っているような感じで」などと、細かく指示をしていたということです。つまり、政府による世論誘導を行っていたのです。これが国家権力を強めるものでなくて、何なのでしょうか。安倍首相の責任は重大です。

このような事例は、岐阜、米沢、松山をはじめ、日本のあちこちで起こっております。和歌山

市、別府市でも発覚しております。国民の意見を聞いたと、これがよりどころとするところなんですが、ことごとく崩れたわけです。

こうまでしてこの法案を通すわけ、そのねらいはどこにあるのでしょうか。政府案では、第 1条の教育の目的のほかに、教育の目標が加わり、国を愛する態度を養うとしております。国家 が子どもたちに愛国心を強制することは、思想、良心、内心の自由を保証した憲法 1 9条に違反 することになります。君が代を通じて国を尊重する心を持てという、強制的な指導が全国に広がることになることが心配されます。

国を愛する態度は、強制されるものではなく、人格の完成を目指す教育の自主的な営みを通じて培われるものだとは考えられませんでしょうか。また、愛国心を評価することができるとお考えでしょうか。

次に、最大の争点となったのは、10条の改悪です。教育は不当な支配に服することなく、国 民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。この条文が、この法律及び他の法律 の定めるところにより行われるとなり、不当な支配に関する規定が変わったのです。

不当な支配を排除してまで、国家権力による教育内容べき介入に道を開くことは、憲法13条の国民の幸福追求権、19条の思想内心の自由、23条の学問の自由、26条の国民の教育への権利など、憲法が保証した教育の自由と自主性を蹂躙するものであります。

教育基本法改定で、真っ先にやろうとしていることは、全国一斉学力テスト、学校選択制など、競争教育を歯止めなくひどくすることばかりです。これでは、教育の荒廃を一層ひどくすることは、火を見るより明らかではありませんか。過度な競争教育によって、子どもたちはストレスを抱え込み、心が傷つけられています。必修科目未履修問題もその根っこは同じだとは思われませんか。つまり、競争に勝つためには、大学入試に必要のない教科は履修しない、ここから起こった問題だと思っております。

私は、現行の教育基本法が時代の要請にこたえられないとは思っておりません。第1条の教育の目的、第2条の教育の方針をはじめ、すべて極めて当たり前のことであり、改定しなければならない理由はどこにもないと思っております。

子どものモラル低下や若者の雇用問題など、なぜ教育基本法と結びつくのか、全く的外れではないでしょうか。

第1条にある人格の形成、平和的な国家、真理と正義、勤労と責任を重んじ自主的精神、心身の健康など、どこをとっても急いで改定する必要はないと思います。人格の形成という表現は、 人間は教育によって初めて人間になり、人間が何かの手段として扱われるのではなく、それ自体が尊重されねばならない、こういうことです。

戦前は、人格形成を目的とせず、国家に忠誠を尽くす、これが教育の目的でした。子どもに、 お国のために死ぬことを教え込み、戦争を進める役割を果たしました。そんな教育は二度としない、平和を支える人間を育てようと、こうしてつくられたのが、今の教育基本法です。今こそ、 輝きをますときだと思っております。

先に述べました一斉学力テストですが、東京都では既に行われ、テストの結果を公表し、それが学校選択制とセットで進められ、点数が学校が序列化される、いわゆるよい学校には予算を多くつけ、悪い学校には予算を少なくする、その結果、500万円から200万円までのランクづ

けをして、予算を配分するというのです。これでよい学校に生徒は集まり、悪い学校には生徒は 来なくなる。子どものときから勝ち組と負け組にわけて、子どもたちを差別し、競わせる、こん な教育はいじめ、荒れや学校崩壊を一層ひどくするものではないでしょうか。これでは本当の学 力は育たないと思います。

子どもたちにわかる喜び、探究心を育てていく中でこそ、本当の学力がつくと思います。日本の教育基本法は、世界でも高く評価されているすばらしいものです。この教育基本法を大切にし、生かしてこそ、子どもたちの幸せに通じるものだとは考えられませんでしょうか。

ここに高知県の九つの地方議会で現職の教育長らが評価された、教育基本法を評価した感想というか、そういう発言がありますので、一部ご紹介をいたします。

南国市の教育長は、「戦前の皇国思想、儒教思想に基づいた教育勅語を否定し、新しい教育理念を宣言したのが教育基本法です。憲法と教育基本法のもとで、戦後の日本は大きく成長し、世界有数の民主主義国家となることはできたと認識しております。」また、四万十市の教育長さんは、「私も戦後間もない昭和23年、貧困と混乱の極まりない時代、飢えをしのぐことすらままならぬ時代に教職に身を置き、きょうに至っております。別の言い方をすれば、私の今日までの一生は、教育基本法とともに歩んだ一生であろうと考えております。この憲法がそのよりどころが改定されようとしていることは、まことに残念な極みというふうな表現をさせていただきたい。」このように言っておられます。また須崎市の教育長は、「国を愛する心は、人の心に自然な感情としてあるものであり、これを法制化し、強制することは不適当である。私は、現在の教育基本法を改正する必要はないと感じております。」このようなことを言っておられます。

そのほか、いろいろあるわけですけれども、越知町の教育長は、「制定後60年をへた今日でも、その輝きはいささかも衰えていないというふうに考えております。」このような感想を寄せられております。

以上、申し上げまして、第1回目の質問とさせていただきます。ご答弁よろしくお願いをいた します。

次に、新年度予算編成に当たっての質問を町長にいたします。

住宅耐震対策、地域経済活性化などに有効な、住宅改修助成制度の創設、これは伊藤議員も一般質問で取り上げたものでございます。

それと、就学援助制度の基準を決めて、教育費父母負担の軽減をお願いしたい。また、暮らし の資金の充実と農家の融資制度の新設をお願いしたい。

平和の取り組みとして、非核自治体宣言を行い、住民の平和を守る意志を表明してください。 以上のことを求めまして、住民福祉向上と安心・安全のまちづくりに対するお考えをお聞かせいただきたいと思います。これには、当然優先順位もあるわけですけれども、平和の取り組みである非核自治体宣言などにつきましては、旧3町でも3町ともが行っていたことでございます。 すぐにでもできるのではないかと思っております。どうか答弁よろしくお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 答弁を求めます。

垣中教育長。

教育長(垣中 均) おはようございます。

畠山議員さんの私の方への質問に対してお答えさせていただきます。

教育基本法の改正についてでございます。おっしゃられたとおり、去る15日に教育基本法が 改正されました。それに対しましては、ちょうど15日、森本議員さんのご質問の中でもお答え いたしましたように、やはり教育というものは、100年の大計であると、そのように言われて おります。まさにそのとおりでございます。

そのために、広範で慎重な論議をし、そして深めていっていただきたいということを述べさせ てもらったと思っております。

教育基本法制定後59年、約60年が経過しました。その教育基本法、まさに理念法と言えるわけでございますけれども、それにどのような問題があったんかどうかということはさておきまして、この60年間の間に、先ほど提案の趣旨説明の中を引用されて述べられておったと思いますけれども、やはり60年の経過の中には、時代の進歩、変化、非常に以前にもまして激しく激動した60年であったと思っております。

その中で、やはりいろいろ論議をされてこられています。そして15日、改正されたわけでございます。その意味におきまして、私はやはり、憲法にしろ教育基本法にしろ、不磨の大典ではないと思っております。やはり、その時代の検証を経て、そしてその時代にあった、そうしたものが出てくるのは、これは歴史の発展の中から見てきてもそのとおりだと、そのように思っております。

しかし、基本的には先ほど申しましたように、慎重な論議、審議、そうしたものが必要であることには変わりないと思っております。したがいまして、私自身としましては、一番教育行政にたずさわるものとして危惧しますのは、先ほど畠山議員さんもございましたように、前の教育基本法の10条、教育は不当な支配に服することなく国民全体に対して直接に責任を負わねばならないというのが、不当な支配に服することなくと、今度は16条でそれの文言は残っております。そして、定められた法律によって行っていくというふうに改正されました。

この10条につきましては、戦後の教育界でこれはいろいろ論議された、ある意味ではこの10条をめぐって教育界がいろいろ混乱したというふうにも言われておりますし、この10条をめぐって、いろいろ論争が行われてきたことは、もうこれは事実でございます。それを整理する意味で、法律にしたがってという、そういうふうに変えられたわけでございますけれども、この点につきましては、私自身はよほど我々が今後その法律に則って教育行政が進められていくことについて、これは当然と言えば当然でございますけれども、どのようにそれが行われていくかということにつきましては、これはよく見極めていかなければならないと、そのように私はある意味では危惧している点でございます。

それから次に、愛国心のことが規定されたということに関してでございますけれども、私自身は、郷土を愛すること、それから国を愛することというのは、これは大切であり意義のあることだと、そのように思っております。しかしながら、これは畠山議員さんおっしゃるとおり、自然に自分の中にわき出てくるものだと思います。例えばオリンピックを見ていれば、日本の選手が活躍するのを、そして表彰式で日の丸が上がるのを見て、我々は連帯感を持ち、そして日本の代表選手として称賛を送っておるわけでございます。

したがいまして、集団にしろ、地域にしろ、それから町にしろ、私は自分が帰属する意識を持つのが、これが愛着へと、そして愛情へと、そのようになっていくものだと、そのように思って

おります。

したがいまして、その対象となるものが、自分にとってどうであるかによって、これは非常に変わっていくものだろうと、そのように思っているわけでございます。その意味で、やはりその愛する気持ち、そうしたものがやはり対象があって、その愛する気持ちにたえ得るものにならなければならないのじゃないかと、そのように考えるわけでございます。

その意味で、愛国心を持ちなさいというのも、これは一つの啓発だと言えば啓発になるわけで ございますけれども、そのことによって愛国心が、あるいは郷土を愛する心が持てるものではな いと、そのように思っております。

その意味で、畠山議員さんおっしゃるとおり、これは人間がずっと成長していく過程の中で、 自分の中にずっと培われていくものであると、私自身もそのように思っております。

それからまた、この評価の問題が出てきます。いわゆる内心のものを評価するということは、これは見えないものですから、以前伊藤議員さんのご質問の中でお答えさせてもらったと思いますけれども、これはなじまないと私自身は考えております。

しかし、今度は態度は評価できるというふうに言ってきております。私自身も、その態度自身も、これは難しい問題だと思います。例えば、また長くなりましておしかりを受けるかもしれませんけれども、イチロー選手がWBCのときに、日本の他の選手が彼が日本のことをあそこまで思っているということがわからなかったと言っておりますね。私は、それはそうだ、態度といえども、なかなかわかるものではない。あのイチロー選手がずっと大リーグでプレイしておるあの姿、本当に一生懸命やっておられます。

しかし、彼のその中に、愛国心の態度というものを、我々は見てとった、感じたろうかと言えば、一緒にプレイした日本の他の選手が、びっくりするのと同じだったと思います。

したがいまして、態度というのも、私自身はなかなか評価しにくいものだと、そのように思っておるわけでございます。

それから、いずれにしましても、心の中のものでございますから、評価することというのは、 かえって評価をしなければならないものの方を苦しめることになると、そのように私自身は考え ておる次第でございます。

ちょっと雑駁な答弁になりましたけれども、ご質問の答弁とさせていただきます。

#### 議 長(糸井満雄) 太田町長。

町 長(太田貴美) おはようございます。

畠山議員さんからの2番目、「新年度予算編成について」の第1点目、「住宅改修制度の創設」とのご質問でございますが、住宅耐震対策あるいは地域経済活性化などのための住宅助成制度は、地域経済活性化の目的で旧加悦町において平成15年度から平成17年度の3年間にかけて行っておられ、成果があったというようにお聞きしております。

新町におきましては、将来的に厳しい財政状況が予測されることから、住宅改修助成制度の創設は当面は行うことは考えておりません。

与謝野町では、国の補助事業を使って昭和56年以前の木造住宅に対して、希望により耐震診断を実施しておりますが、診断後の改修に対する助成制度が必要というふうに考えてはおります。 国では、助成制度の拡充について、検討がなされていると聞いておりますので、当面はその状 況把握を行いたいというふうに思います。

2点目は、「就学援助制度の基準を決めて、教育費の父母負担の軽減を」とのご質問でございますが、この制度の基準につきましては、当町の場合は一定の基準は設けておりますものの、例えば、宮津市のように、世帯の総所得額が生活保護年間基準額の1.3倍以下であれば認定されるというような、数値的な基準は設けておりません。

しかし、こうした就学援助の認定判断は、教育委員会に委ねられておりまして、教育委員会に聞いてみますと、数値的な基準を設けるということは、行政の合理的な事務を進める上ではメリットがあるかもわかりませんが、学校や教育委員会が、就学援助が必要であるか否か、詳しく生活実態を十分聴取させていただいた上で、当町の認定基準に照らし、関係者で十分協議して認定を行っておりますので、ご理解が賜りたいというふうに存じます。

3点目の「暮らしの資金の充実と農家への融資制度の新設」でございますが、まず、暮らしの 資金貸付制度は、世帯員1人につき5万円、1世帯当たり20万円を限度とする、償還期間 24ヵ月の生活資金の貸付制度でございまして、平成17年度末の貸付額は2,278万円でご ざいます。18年度も29名に対し、278万円を貸しつけておりますが、その内訳は、1万円 が1名、5万円が13名、10万円が7名、12万円が1名、15万円が2名、20万円が5名 でございます。

現在、繰越分の滞納が107名、1,285万円でございます。申請の時点において償還が困難ではないかというふうに思われる方も増加しておりまして、厳しい経済状況も反映し、多額の滞納の要因になっているものと思われます。

したがいまして、すべての方が確実に償還していただけるのであれば、貸付限度額を若干引き 上げることも考えられますが、あくまでも一時的な生活資金の貸付制度でございますので、当面 は現行制度のままで、ご理解がいただきたいというふうに存じます。

次に、農家への独自の融資制度は、本町では特に持っておりませんが、京都府の制度融資が充実しておりますので、そちらを斡旋利用していただいているところでございます。

京都府では、農業改良資金、農業近代化資金、農林漁業金融公庫資金、就農支援資金等の融資制度がございまして、対象は認定農業者、認定就農者や集落営農組織など、担い手農業者に限られておりますが、旧町からそういった農業者の方々には既に利用していただいております。

認定農家の最大のメリットは、そういった制度融資が使えること、となっておりますし、融資条件につきましては、農業改良普及センターやJAとの協議が必要なため、あえて町が独自制度を持つ必要はないということになります。

しかしながら、農業近代化資金や農業経営基盤強化資金に係る制度融資における利子補給及び 農業災害による購入機械の利子補給については、府補助の上乗せ制度として独自制度を持ってお りますので、ご理解いただきたいというふうにお願いいたします。

4点目の「平和の取り組みとして非核自治体宣言を行い、住民の平和を守る意思表明を」とのことでございますが、戦後60年余りが経過いたしましても、今なお世界では政情不安による争いやテロが絶えません。世界で唯一の被爆国、日本に住む私たちにとりまして、平和を維持していくことの大切さを忘れてはならないというふうに常々感じておりますし、本町といたしましても、旧町同様に平和の尊さをアピールしていく必要がございます。

合併前の旧3町では、議会を中心として非核・平和に関する自治体宣言が行われていたところでございまして、与謝野町においても今後、関係機関とともに協議・調整を図りながら新らしさを形にした、住民の平和を守る施策を進めていきたいというふうに考えております。その第一歩として、議会と歩調をそろえて、非核・平和に関する自治体宣言を行いたいというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、世界では今なお政情不安による争いやテロが各地で起こり、住民生活を脅かしておりますが、住民の生命、身体及び財産を保護するそうした責務が町当局にはございます。今後も住民の皆さん日々の安心・安全の確保を行うまちづくりに、鋭意努力をしていく所存でございます。

以上、それぞれの項目に対する回答をもちまして、畠山議員さんへの答弁とさせていただきます。

#### 議 長(糸井満雄) 畠山議員。

2 番(畠山伸枝) 今教育長からいただいた答弁ではですね、やはり10条は心配をされていると。 それを整理する意味で、つくられたのではあるけれども、法律によってそれがまた決められてい くことにはちょっと心配をされているということです。

この教育基本法であれ、どんな法であれ、その根本には憲法があるわけです。やはり憲法を違反するようなことはあってはならないと思っておりますし、憲法に依拠したことが続けられてほしいということで、現場での混乱があってはならないと思っておりますので、教育行政の方をしっかりとお願いしたいと思っております。

それから、愛国心なんですけれども、やはり持ちなさいと言って持てるものではないと。野球のイチローの例を出して言われましたけれども、そのとおりだと思っております。

また、評価する側、する者にとっては大変苦しいというご答弁があったと思うんですけれども、 私は今まで橋立中学校組合に所属しておりましたときに、入学式や卒業式に出席することがあったわけですけれども、そのときに、演台の後ろに、町の旗と日の丸の旗が掲げてあるわけですけれども、壇上に行ってまず最初に、送辞とか答辞を読む子どもが、生徒代表ですね、まず日の丸に向かって深々とお辞儀をすると。そして、それから演台に行って送辞を述べる、答辞を述べるというようなことをしばしば目にしてきました。ああいう教育が行われているのかなというふうにいつも大変疑問に思い、また気にしながら見てきたわけです。そういうことが強制されていくのではないかということが、ますます気になるところではあります。

そして、それを評価しなければならない先生、教師、本当にこれは苦しいことです。くれぐれ もそういう評価を通知表で評価するようなことのないようにお願いをしておきます。

それから、このたび残念ながら通過したわけですけれども、同時に、防衛庁が防衛省に昇格して、改正防衛省設置法が成立しました。この先、日本がどうなるのか、これが非常に心配なわけです。省に昇格したからといって、すぐに自衛隊が軍になり、先取防衛の原則が変わるわけではないとしても、日本が次第に軍事を優先する国に変わっていくのではないか、さらには、愛国心教育が加わって息苦しさが強まるのではないか、そんな心配がぬぐえないのです。

今後、教育振興基本計画が策定され、新しい基本法をもとに学校教育法などの改定が行われ、 それに準じて学習指導要領の改定や、振興計画への策定と進みます。法的な拘束力を強めた指導 要領に、教育の目標がどのように書き込まれるのかが、大きな問題だと思います。

教育振興策定基本法案では、全国一斉学力テストのほかに、教員評価システムの導入を掲げて おります。既に導入された北九州市では、教育委員会が学校現場への管理を強め、いじめ問題で 校長が自殺するという、こんな事態にまで発展したということです。

教師の評価システムは、教師同士の分断や精神的な圧力が強まり、クラスで何かが起きても相談できない、こういう状況がつくり出されます。教師や子どもたちが息苦しく感じるような状態がいたるところにつくり出されるのではないか、このようなことが想像されます。

この法律が成立したことで、現場はどう変わると考えておられますでしょうか。これは通告したわけではありませんので、答えられる範囲内でお答えいただきましたらありがたいです。お願いします。

議 長(糸井満雄) 垣中教育長。

教育長(垣中 均) ではお答えさせていただきます。

いろいろ畠山議員さんおっしゃられましたので、どこに的を絞っていいか、ちょっとわかりませんですけれども、基本的には、この改正された教育基本法がどのように実際運用されていくかという部分につきましては、やはり国民主権である日本の民主国家にとっては、やはり我々はそれを監視していく必要があると思っております。まさに、民主国家の主権者として、我々に与えられている権利については、憲法の中でもうたわれておりますように、不断の努力によってその権利を守っていかなければならないということがうたわれております。

したがいまして、改正された教育基本法がどのように運用され、どのような教育が行われてい くのかにつきましては、これは私たち国民一人ひとりがやはり先ほど申しましたように、ある意 味では監視していかなければならないということになろうかと、そのように思っております。

それからまた、国旗国歌の話の中で、卒業式の話が出ておりましたので、ちょっと触れさせていただきますけれども、卒業式に壇上に上がるときに礼をしているという話でございましたけれども、私はあれは儀式におけるマナーだと、そのように思っております。

それから、決して強制をしているものではないと、私自身は思っております。

それから、教職員評価についてでございますけれども、確かに京都府も今年度から1年の全校 試行を17年度実施しまして、そして18年度から本格実施しております。

この方式は、どんな方式が行われてますかというのは、15日服部議員さんが出しておられたあの中にございました、目標達成評価という、その流れの中にございます。したがいまして、教職員が目標を立てると、そして校長と懇談をして、そしてまた目標を高くしたり、低くしたりしながら、とにかく目標を達成するために日々努力していくと、そしてまた中間でいろいろ校長と話し合いながら、そして最終的にはまた両者で話し合って、そして評価をしていくという形をとっております。

形は基本的には、その目標達成管理評価というふうに言ったらいいんじゃないかと、そのよう に思っております。

ただいまのところ、それを待遇の方に結びつけていくという方向では行っておりません。この 待遇にその評価が結びついていくときには、またいろいろのことを考えていかなければならない し、また議論もしていかなければならないんじゃないかと、そのように私自身は感じておるとこ ろです。

以上でございます。

- 議 長(糸井満雄) 畠山議員。
- 2 番(畠山伸枝) 中学校の卒業式などで、日の丸に深々とお辞儀をするということは、強制したものではないということですので、そういう安心をしております。これからも、そういう強制のないように、よろしくお願いをいたします。

目標達成評価ですけれども、確かに服部議員の質問の中で言われました。これがですね、先取りと言えば聞こえがよくないですけれども、いずれそういうものが入ってくるとしましても、これがきつくならないように、先ほども言われたように、国民主権ですから、主権者として監視をしていく必要があるということですので、大いにその監視をしなければならないというふうに考えます。

これからこの後、また憲法を改悪することなどが出てくると思いますが、それに対しても、私たち草の根の、共産党も入りまして、憲法9条の会というものもつくっておりまして、憲法9条の改悪には断固反対をしていくということで、この先も頑張っていきたいというふうに思っております。

それから憲法に関しましては、改定の96条がありまして、総議員の3分の2以上の賛成で発議し、そして国民投票でその過半数の賛成を必要とする、これがなければ憲法を改定することはできないわけですので、国民の過半数の憲法に対する反対の声を上げていくよう、頑張っていくことを宣言しまして、質問を終わります。答弁は結構です。

議 長(糸井満雄) これで畠山議員の一般質問を終わります。

次に、9番、井田義之議員の一般質問を許します。

9番、井田義之議員。

9 番(井田義之) おはようございます。

通告にしたがいまして、先ほどの畠山議員の国家論ではありません、細かいことをちょこちょこっと質問させていただきたいというふうに思います。

まず、1点目ですけれども、新町の一体感は情報の共有から生まれるというふうにしております。今、こうしてビデオを撮っていただいておるわけですけれども、やはりいろんな方から聞きますのに、有線テレビは一番いいんやないかと、我々も見たいという意見が多々あります。

合併してから10ヵ月たったわけですけれども、やはりまだまだ3町立与謝野町というのか、そういう感じを受けますし、我々もお蔭さまでいろんなところのイベントだとかに参加をさせていただく機会があります。やはり、ああこういうことがあったんだなと、こういうことをやっておられるんだなというのが、十分によくわかって、初めて合併したということの意味を自分なりに感じることが多々あるわけです。

この間も私、実は報告会をさせていただきました。その中で、やはり有線放送のビデオを見られた方、またそうでない、うちは全然そんなもの見られへんと、図書館でも貸し出しをしてくれんだろうかという声がありました。それを踏まえて今質問をさせていただいておるわけですけれども、やはりそういうことができないかなと、これはできることからという意味で言うております。

と言いますのは、この議場の中でも、谷口議員なり森本議員をはじめ、多くの議員が有線テレビを加悦のやっておられるCATVを全町にできないかという意見が多々あります。私もその賛成論者というのか、そういうことをやっていただきたいというものの一人であります。

試算によりますと、企画財政の方で試算をしますと、30億円かかるというような話も聞いて おりますけれども、これはやはりもう少しいわゆる補助金だとか、情報ネットワークに対する補 助金だとか、またそれを使うことによっていかに設備費が抑えることができないかなということ やら、投資効果との関係、その辺のことを考えれば、やはりあとやらなければならないんではな いかなと。まして、ただいまもうテレビはいわゆる双方向時代が来ております。テレビによる双 方向時代、あと3年ほどするとテレビも全部入れ代わりまして、アナログ放送がなしになって、 デジタル放送ばかりになります。そういうときに、やはりそのことを利用しながら、双方向の町 と住民とネットワーク、これを大切にすることは、私はやはりそれが究極の目的だろうというふ うに思いますけれども、きょうの質問につきましてはそのことはさておきまして、とりあえず、 今現在できることからやっていただきたいと。それは、公民館に、また図書館に、ビデオを置い ていただいて、そしてこれはきょうも撮っていただいておりますけれども、本当に各地区のイベ ント、この間でも香河川の竣工式にも来ていただいて、ビデオを撮っていただきました。また、 大江山登山マラソンでもビデオを撮っていただきました。あっちの方に上がったり、また与謝の 方に行ったりしてビデオを撮っていただきました。そういう、議場でも当然撮っていただいてお ります。そのことをいわゆる広報するということよりも、町民の方々に知っていただいて、そし てこれはもうビデオは町の財産だというふうに思っております。祭りのこともあります。各地の イベントのこともあります。これを多くの方に知っていただく。加悦の方々はビデオを見れます けれども、有線テレビを見れますけれども、あとの方々は見れない。そのためには、図書室、図 書館は当然のこと、公民館等でも、また学校等でも、教材として使うことによって、ふるさとを 愛する気持ちを育てていけないかなということで、とりあえず今回につきましては、いわゆる有 線ビデオを図書館、公民館、その他公共施設に置いて、有効活用ができないでしょうかという質 問をさせていただきます。

次に2番目に、書いておりますように、最近はクマだとかイノシシだとかシカだとかいうことで、いろんなところから、うちも裏まで来たとか、畑が荒らされたとか、柿の木が折られただとか、うちの倉庫のところでごそごそしておる、何だろうと思ったらクマだったとか、イノシシだったとかいうような、これは今回は一応農業施策的な部分での質問をいたした格好になってしまいましたけれども、実は私、全町民の方々からいろんな声を聞くという意味での質問とさせていただきますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

いろいろと私もこの質問をさせていただく中で調べさせていただきました。以前、有吉議員が、大を飼って、いわゆる農業対策ということを申し上げられました。確かに、昔から犬でいろいろな獣を追っていたというのが現実でありますし、また過日も、どこか私も覚えておりませんけれども、かなり田舎のところでした。自分たちが持っている犬を一同に集めて、そこで調教師の方にこの犬でそういう害獣を追っかけることができないかというような試策をというのが、試運転でもないし、試験的にやっておられると、やろうとしておられるというようなテレビで放送もありました。

そういうことで、一生懸命やっておられるわけですけれども、その中で、やっぱり鳥獣の保護と狩猟に関する法律だとか、動物の愛護と管理に関する法律だとかいうような、今度は法律の方が逆にそういうものを使うことを制限しておるということがあります。

それで、ここに書きましたように、現在では、今の現状の中では、電気柵が最善でないかなと。 これは農林課長もそうおっしゃっておられましたし、いろんな方から聞きますと、もうそれ以外 は今の現状ではできないんだということです。

それで、電気柵はそしたら何で電気柵のあれがあるんかなということで、先ほど農林課から資 料をいただいたんですが、いわゆる緑の公共事業補助金交付要項というのが京都府の、いわゆる 緑の公共事業推進プロジェクトというところから出ておるんですね。それでこの中で、結局団体 だとか、例えば農協だとか森林組合だとか、農業団体だとか、市町村も入ってます、その中でい わゆる団体で、2名以上の方が申し出をして、申し込みをすれば、いわゆる2分の1の補助をし ましょうというのが、京都府のこの先ほど言いました補助金交付要項の中に入っておるわけです ね。そこで、2分の1はそこで出ると。ところが、町がそのときに農林課の方からあと1割補助 をされると。いわゆる10分の6は出すけれども、あと4割は受益者負担。これまでから農林関 係については、すべて受益者負担というのがありますので、受益者負担ということになるんです が、京都府の中に、今私先ほどいただいてちらっと見たんですけれども、10分の8.5の補助 だとか、それから3分の補助だとかいう、同じようなものでも補助率の高い部分があるんです。 だから、その辺もやっぱり今後京都府の方とも協議をしていただきたいなと思うんですけれども、 とりあえず現時点では、電気柵が一番いいということのようでありますので、町の方の10分の 1という補助金を何とかもう少し上乗せができないかなと。言いますのは、ほかの事業でも、例 えば国なり府が2分の1持ってくれたら、今度は町は4分の1もって、個人は4分の1やとか、 国が2分の1持てば、府が4分の1持って、町が4分の1だとかいうような、いろいろとその段 階があるんですね。だから、与謝野町の場合には、そういう段階的なものはなしに、今やってお られるのは、京都府のいわゆる要項に沿ってやっておられるというだけで、町の方の町民を守る、 農業を守る、田畑を守るというものの施策が見えてきてないわけです。

それでここで私は、先ほど言いましたように、農業者ということの意味を踏まえてここで質問したような格好になっておりますけれども、私はその農業者の方も踏まえて、最近では家庭菜園もやられます。また先ほど言いましたように、各個人の家庭でもかなり危機感を持っておられる。そこで、やはりその中で、電気柵が最善ということになれば、電気柵に対する方法を考えていただきたい。そして農業者の方々は、これまで大抵やっておられます。ただ、これも一遍申請をして補助金をもらうと、あとはいただけないということのようです。そうすると、毎年片づけなければならないということで片づけられる。それから草刈りは絶対しなければアースになってしまいますので、草は刈られる。それから雪が降る。そういうときに必ず電気柵は傷むわけですね。だから、一遍出された団体は終わりというんではなしに、やはり従来の例えば1年に1回や2回のそういう悪いニュースやなしに、今はもう毎日のようにクマが出た、イノシシが出た、シカが出た、そしてもう言うのがあほらしいと。役場に言うても何もしてもらわれへんと。放送してもらうだけなら、もう役場に言わんでいいというような方もおいでます。

やはり、この辺のところをしっかりと協議をしていただいて、何とかそういう与謝野町として

の施策を考えていただけないかなというのが、私の質問の趣旨でありますので、そこら辺のところを踏まえて答弁が願えたらありがたいということでお願いをいたします。

次に、幼保一元化ということであげております。幼稚園の入園児の低年齢化傾向が進んでいる。これは時代の潮流と思うが、当町の今後の方針を問うということで、大変厚かましいあれになりましたけれども、前回は教育委員長に質問すべきところを教育長に質問をいたしましたので、今回はちょっと失礼かわかりませんけれども、教育委員長の方で答弁をいただきたいと。あとの問題もありまして、一応当町の文部省管轄、いわゆる学校、幼稚園の最高の決定機関の教育委員会の長であります教育委員長に質問をいたしますということを、まずご了解をとっておきたいというふうに思います。

なぜ私が今回、行政の方ではなしに教育委員会にしたかということですけれども、またいつかは行政の方にも質問しなければならないと思うんですが、実は、平成13年に文部科学大臣決定ということで、幼児教育振興プログラムというのが出されております。この中には、いろいろと文章いっぱいあるわけですけれども、幼稚園と保育所の連携の推進という項目がございまして、「文部科学省では、厚生労働省との協議の場等を通じて、施設の共用化、教育内容、保育内容の整合性の確保、合同研究、合同研修の実施、子育て支援にかかる事業の連携実施など、両施設の共用化に努めてきており」というような文章がありますし、また、幼稚園と保育所の共用施設に係る民営等の実施、研究の実施、幼稚園関係者と保育所関係者による研修の総合参加等、教員と保護士間や、幼稚園児と保育所入所児童の交流の促進というようなのが、文部科学大臣の決定で出ております。

と言いますのは、やはり教育委員会にこういう問題の提起が13年にあっておるわけです。やはり、その時点で、こういうことが出ておれば、教育委員会は幼稚園だけだということやなしに、保育所を含めた協議の場所をつくって、協議をしてくださいというのが出ております。これで一応教育委員長にこの問題を持ってきたということをご理解していただけると思うんですけれども、そこで、実は11月に文教厚生の委員会で研修に行かせていただきました。加西市の賀茂幼児園に行かせていただきました。この細かい報告につきましては、以前上山委員長の方から報告がありましたので、報告については割愛させていただきますけれども、私は行かせていただいて、ここは全然我々の与謝野町とは違うなということを感じながら帰ってきました。

と言いますのは、なぜかと言いますと、いわゆる加西市は各小学校区にまず保育所があって、それから年代が上がったら幼稚園があって、それから小学校に入るという、各地域が各小学校区が統一のルールを設定されておったということです。与謝野町は全然違います。それぞれの地区によって、保育所しかないところ、それから保育所から幼稚園に行ってあがるところ、幼稚園しかない地区、いろいろとあります。そこで、やはりこことは全然違うなということを感じてきたんですけれども、そういう加西市のような状態、例えばここで言うならば、旧岩滝町のような状態になっておるならば、私はこのことをそう大きな声で取り上げなかっただろうなというふうに思います。

それから、同じく研修の話をさせていただきますけれども、米子市のこうほうえん、いわゆる 老人施設を専門に運営しておられるところですけれども、行きました。そこが幼稚園の運営をさ れております。 2 歳からもう幼稚園児を受けるんですよということを言っておられました。今は、 先ほど言いましたようにいろんなルールの中で、もう変わっておりますので、低年齢化、幼稚園 児を低年齢から受ける、これは保育所にいかに近づけるかということなんですけれども、そうい う制度も実施されておるということであります。

そういうことを踏まえる中で、やはり与謝野町において、細かい現状は言いませんけれども、 岩滝のような保育所、幼稚園、小学校というところ、それから旧野田川町のように4地区は保育 所で1地区が幼稚園、それから加悦町のように3地区ともが保育所という、町民のいわゆる権利 というのか、子どもたちの権利がそれぞれの地区によって違うというのが現状です。

そのことについて、教育委員会として、また教育委員長として、どういうようなことを今後されようとされておるのかということをお尋ねをしておきたいというふうに思いますし、それから財政の問題ですけれども、私も最近の財政では調べておりませんけれども、以前ちょっと野田川町時分に質問したことがありますので、その時分に私なりに調べさせていただきましたら、いわゆる保育所については、補助金だとか国費、府の支出金だとか、それから児童福祉施設費だとか、いうような格好で町に入ってきます。ところが幼稚園の場合には、交付税算入で入ってきます。その算入率が幼稚園の方がいいんですね。保育所の方が悪いんですね。それによって、保育所の方が高い保育料を払わなければいけないということになっております。その辺の財政的なことも、私の過去調べたのが間違っておるかもわかりませんので迂闊なことは言えませんけれども、そういう幼稚園と保育所は全然国府からの補助率も違うということも、しっかりと勉強をしていただきたいなと、そういう意味も含めて、先ほどの質問をさせていただくということですので、よろしくお願いをいたします。

次に、検討委員会のことですけれども、9月定例会でこれは教育長に質問をさせていただきました。これも実は、地域懇談会に町長以下大勢の方がお世話になったときに、いわゆる7地区から問題提起がなされ、行政の方は教育長なり教育委員長、教育長も出席しておられただろうと思うんですけれども、その中で検討会を立ち上げて検討するということを明言されておるということを聞きましたので、検討委員会はどうですかという質問をさせていただきました。

その中で、私ちょっと改めてここで読ませていただきますけれども、私が2回目にこういう質問をしております。検討委員会を立ち上げてということは、私に言われたんじゃなしに地域懇談会の中で言われたんですよということ。それから、5人や6人の1つのクラスでクラスが成立しますかと。子どもたちのためにですよと。教育委員会は待ったなしの課題ですよというようなことを申し上げる中で、教育長の答弁ですけれども、「喫緊の課題であるということは先ほど申し上げましたつもりでございます。それがあすあさってのうちに解決する問題ではございません。学校というものは、余りころころ変えるものではない。そのように思っております。したがいまして、ある程度時間がかかりましても、将来を見越した中で、しっかりとした案をつくっていかなければならない」という答弁をいただいております。私もそのとおりだと思うんです。

時間はゆっくりかけて検討するために、一日も早く検討委員会を立ち上げてくださいということをお願いしておるということを再度申し上げまして、ちょっと教育委員長に対する質問が意を通じなかったかもわかりませんけれども、ぜひとも答弁をお願いをいたしまして1回目の質問を終わります。

議 長(糸井満雄) 質問中ではございますけれども、ちょっと―息入れたいと思いまして、休憩に入

りたいと思います。

休憩は55分まで休憩をいたします。

それでは休憩します。

(休憩 午前10時38分)

(再開 午前10時55分)

議 長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。 ここで答弁を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 井田議員さんご質問の第1番目、「有線ビデオを図書館(室)、公民館に」とい ういうことでございますが、議員さんご指摘のように、合併しました旧3町の融和を図るため、 情報の共有化は欠かせないものであり、情報格差の是正は新町にとりましても大きな課題という ふうに考えておりまして、現在、担当課におきまして、課題克服の手法を鋭意検討しているとこ ろでございます。

今回ご提案の図書館等への有線ビデオの配備につきましては、情報の共有化に一定効果がある というふうに思われますので、積極的に検討してみてはというふうに考えております。

ただ、毎日の放送分をダビングし、備えつけることは膨大な数となりますので、少々無理があるかというふうに思います。

したがいまして、議会や各地域のお祭、文化財を紹介する番組、講演会や大きなイベントなど、ある程度番組を絞ってはどうかというふうに考えております。また、公民館にダビングテープ等を配置するにいたしましても、区長さんに諮ってその手法等も協議が必要というふうに考えますが、例えば、手始めに公民館主事等を置かれている箇所から、有線ビデオの配備を行うのも1つの方法ではないかというふうに思います。

図書館(室)への配置につきましても、手軽に借りていただけるような方法で配置できるよう、 今後教育委員会とも協議はしてまいりたいというふうに考えております。

次に、2番目の「電気柵の補助率の見直し」についてでございますが、ご承知のように、シカ、イノシシなど有害鳥獣によります被害は年々増えてきており、加えてことしはクマの出没情報が後を絶たず、民家付近にも出没して大きな住民不安をもたらしている状況でございました。クマは現在では一定落ち着いてきておりますが、本年は出没・目撃情報が猟期前日の11月14日現在で81件寄せられ、昨年の4倍にもなっており、クマ鈴の販売も266個を数えております。

シカ・イノシシの対策といたしましては、猟友会駆除班に委託して、オリ、ワナでことしも 198頭を駆除し、一定の成果をあげていただいておりますが、どうしても限界がございます。 地域の皆さんに電気柵による自己防衛をお世話になっているところでございます。

電気柵は、現在、先ほど言われましたが、府の補助制度を活用し、府50%、町10%の計60%を補助しております。府の補助枠が不足する場合であっても、町が補って希望される地区には60%を下回らないよう措置をさせていただいております。

合併前は、旧加悦、岩滝が60%、旧野田川が75%を補助しておりましたが、合併協議により補助率を60%として、スタートしておりますので、これを例えば平成19年度から引き上げることになりますと、経過からして不公平感が生まれることにもなりますし、現在では町内の大

部分が取り組んでこられ、一部を除いて設置が済んでいるのが実情ですので、今のところは当面、引き上げは考えておりません。

また、中山間地では、中山間地域等活動支援交付金により地元負担を補っておられる地域もございます。さらには来年度からスタートします農地・水・環境保全向上対策の支援金も活用できることになりますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに考えております。

町内には、過去に設置しました電気柵が古くなり更新時期を迎えている地域もございますので、 これらについてできるだけ府補助に乗るよう、協議していきたいというふうに考えております。

また、今後、シカ・イノシシ捕獲用のオリやクマ捕獲用オリ、クマ用電気柵の購入を考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申上げます。

以上、簡単でございますが、井田議員さんへの答弁とさせていただきます。

議 長(糸井満雄) 白杉教育委員長。

教育委員長(白杉直久) 井田議員のご質問の3点目、幼保一元化と検討委員会についてのお答えをいたしたいと思います。

本町の幼稚園の入園状況は、10月末現在、岩滝幼稚園では定員120名で園児数は62名、 うち4歳児は21名、5歳児が41名、三河内幼稚園で定員120名で園児数は40名、うち 4歳児が22名、5歳児が18名となっております。

一方、保育所では0歳児から就学前まで受け入れているのもご承知のとおりです。また、幼稚園、保育所とは学校教育施設と児童福祉施設と所管がそれぞれ違い、教育、保育内容、保育時間、親の負担、保育士、教員の資格、受け持つ子どもの数、施設整備の違い等があります。先ほど通告にはございませんでしたけれども、ご指摘の財政の点は研究させていただきたいと、かように思っております。

幼保一元化のねらいは、幼稚園と保育所の施設や運営を一元化することで財政に効率的な経営を行おうとするものと、それから都市部に特に顕著な待機幼児の増加なども勘案して、その点を解消することを目的にしているというふうに理解をしております。

現在、定員オーバーとなっている保育所が多い中、定員割れを起こしている幼稚園にそうした 待機幼児を収容しようとするという動きだというふうに思っております。

ただ、地方では本町も含め、少子化で保育所、幼稚園が余剰化しつつあり、少し意味合いが変わってきているんではないかなというふうに思っております。

本町は、現状では待機幼児はないというふうに聞いております。近年、女性の社会進出や雇用 形態の多様化で、ニーズは預かり時間の長い保育所へとシフトしていることは事実です。ただ、 親の就労形態の違いがあるということで、幼保を一元化し、皆同じ育成環境であるべきという議 論はあてはまらないのでしょうか。本来は、子どもや親にとって必要な施設を選べることが大切 なことではないでしょうか。人間形成にとって大切なこの乳幼児期を効率やコスト優先で考える べきでないと思います。

いずれにしろ、就学前の育成環境のあり方について、制度を超えた議論も必要かと思います。 次に、9月議会でご質問のありました町立小学校のあり方についての検討委員会の設置の問題 でございますが、10月12日開催の教育委員会会議におきまして、小学校適正規模、適正配置 の件に係る資料提供を受け、まず教育委員が現状認識と研究に入ったばかりでございますので、 検討委員会の設置については、まだ立ち上げる段階には至っておりません。教育委員会といたしましても、町の総合計画審議会及び行革推進委員会の審議の状況を見つつ、教育委員会としての方向性及び見解をまとめていきたいと、かように思っております。

以上、井田議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

#### 議 長(糸井満雄) 井田議員。

9 番(井田義之) それでは2回目の質問をさせていただきます。

まず、有線ビデオの有効利用、前向きに検討していただけるということで、ここでぜひお願いをしておきたいのは、配置をしていただけるならば、必ずPRもしていただきたいと。例えば、図書館にビデオを置くと、図書館にこういうビデオを貸し出ししております。それから公民館でも、また学校でも利用できればありがたいと思うんですけれども、そういう町民の方々にそのことを知っていただく、こういうことをしておりますというのを、ぜひともPRだけは忘れないようにお願いをしたいというふうに思います。

それから、電気柵の件ですけれども、いわゆる町の60%を超えない補助ですか、それから75%というのは初めて知りましたけれども、ぜひともそういう格好で続けていただけるものであれば、続けていただきたいということですが、あとやはり、私ここに書いておりますように、個人の方々の防衛策が今必要になってきております。いわゆる農業者の方々へも、当然これまでよりもよくしていただかなければならないというふうに思いますが、個人の方々が防衛される、そういうことを与謝野町としてどういうように守っていくのかと。いわゆるこれも一つの、こういう言い方をしたらあれかもわかりませんけれども、災害的な部分があるんじゃないかなというふうに思います。災害対策ということで、そういう意味も踏まえて、ちょっと検討をしていただけないでしょうかという質問をさせていただきたいというふうに思います。

それから、幼保の問題ですけれども、先ほど文部省、厚生労働省のことを言われました。確かに、そのとおりです。そのとおりですけれども、実際にはそれを乗り越えてやっておられるところがあるということです。それはどういうことかと言いますと、古い話であれなんですけれども、平成8年12月に、地方分権推進委員会第一次勧告というのが出されております。その中で、地域の実情に応じた幼稚園、保育所の施設の共用化等、弾力的な運用を確立するようにということが勧告で出ております。

それを受けて、平成10年3月10日、文初幼第476号、児発第130号ということで、いわゆる文部省と厚生労働省が一緒になって、そういう発令をしております。そして、それを受けて、いわゆる幼稚園と保育所のあり方に関する検討会というのが文部省と厚生労働省の中で立ち上げられました。そして、別紙のとおりやるということで、別紙の中には、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」というのを出して、各関係官庁に全部配っております。そしてその目的もありますけれども、時間もありませんので内容を言いますと、幼稚園及び保育所において、保育上支障のない限り、その施設及び設備について、相互に共用することができるというのをしっかりと平成10年には文部省と厚生労働省で出しております。

こういうことをやっぱり踏まえた中で、例えば東京の千代田区は、もう幼保一元化を子ども園という格好でやられております。その中で、一貫した乳幼児育成方針ということで、保育指針と幼稚園教育要領をもとにして、0歳児から5歳児までの一貫した方針に基づき、乳幼児育成を行

うと、そして小学校につなげると。それから、地域の子どもが年齢や保護者の就労形態に区別されることなく、同じ内容の育成過程を受けるようにする。それから、0歳児5歳児まで、年齢にかかわらず時間割にあわせて保護者が保育時間を選択できるというようなことで、ちゃんとしたもうやっておられるところがあります。

また豊浦町では、豊浦町というのは山口県ですけれども、保育料を2万5,000円を上限と、3歳児以上、2万5,000円を上限ということで、そういう特別な施策もしておられます。

それから、吉備中央町、赤松議員と一緒に研修に行ったんですけれども、吉備中央町でも保育所と幼稚園しかない町が一緒になられて、片方の町は保育所ばっかり、片方は幼稚園ばっかり、片方の町は保育料が高いから、住民に平等に行き渡らないということで、保育料を1万3,000円3歳児以上は1万3,000円を上限ということで、町の方でやっておられます。そういうのは、きょうはやっぱり教育委員長の方から、呼びかけていただいて、合体をできるような、それから中には保育と幼稚という幼稚園、保育所は子どもを育てられないという、そういう条件があるけれども、そんなことは関係なしというような条例をつくっておられるところもあります。子どもは一緒だと、育てなければならないということもあります。

そういうようなことを踏まえて、やっぱりしっかりと協議をしていただいて、それから検討委員会のことも教育委員会でやられておるということですので、今後ぜひともそのことを早くやっていただきたいというふうに思います。

時間がありませんので、はしょった質問になりますけれども、答弁をよろしくお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 答弁を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 井田議員さんの2回目のご質問についてお答えいたします。

そのビデオ等の配置をするようであれば、そのことについてのPRをということでございます。 そうした少しでも多くの方に知っていただくということも大事だと思いますので、そう努めたい というふうに思います。

それと有害鳥獣に対する対応と言いますか、駆除と言いますか、ですけれども、農業的な施策ではなしに、個人の防御策としてどういうものがあるかということですけれども、昨日も与謝野町の猟友会の総会がございまして、出席させていただいてたんですけれども、数年前は八十何名という人数がおられた猟友会も、今は35名ということで、当日も朝から駆除に出かけておられて、シカが1頭ですか、しとめられたようでしたけれども、なかなかそうした駆除にかかわっていただける人も非常に少なくなってきている、また高齢化してきているということで、その資格をとるのに非常に基準が厳しい、また一たんとった資格でありましても、それをずっと持ち続けるためには一定の財政的な負担もあるというようなことで、だんだんそうしたことにとっていただけるような方も少なくなっているという状況もございます。

そうしたことも含めて、今後どのように守っていくのかということにつきましては、できるだけ、これは戦うというような格好ではなしに、やはり鈴がこれだけ出ております。やはりできるだけクマに出くわさないようにしていただく、また本当に町の中にも、我が家の横の道のところにもクマが出てきた形跡がありました。そういう状況でございますので、余り暗くなってからう

ろうろしない、自分の方でやっぱり守る方法を町民の方一人ひとりがやはり考えていただくことも、これ大事なことではないかというふうに思いますので、何か妙案があれば、ぜひ教えていただきたいというのが真実の心境でございます。

答弁にならないような答弁になりましたけれども、できるだけ猟友会の方たちがおっしゃるには、やっぱりクマでもこれは車と同じように人に危害を与える、ひょっとすれば一命を落とすような、そういうことですから、愛護ということもあるかもわからないけれども、やはり何らかの手立てといいますか、そうしたものを警察当局等も考えていただきたいという、法律の改正みたいなことも考えていただきたいというふうなこともおっしゃっておりましたので、それらについても、今後どうしていけばいいのか、行政としても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- 議 長(糸井満雄) 白杉教育委員長。
- 教育委員長(白杉直久) 井田議員の2回目のご質問にお答えしたいと思います。

まず、幼保一元化の件でございますけれども、当町におきましては、保育所、幼稚園は親の選択でかなり自由にいけるのではないかというふうに考えておりますけれども、いずれにせよ、就学前の育成環境のあり方については、議論を重ねていきたい、研究を重ねていきたいというふうにかように思っております。

それから検討委員会の件に関しましては、心して検討していきたいとかように思っております。 以上で質問に対する答弁とさせていただきます。

- 議 長(糸井満雄) 井田議員。
- 9 番(井田義之) その検討を教育委員会でされておる、今言いました幼保の件、子どもということ には小学校も幼稚園も全部一緒ですので、それも含めて、教育委員会の中で検討はお願いできな いかどうか、最後に質問をさせていただきます。
- 議 長(糸井満雄) 白杉教育委員長。
- 教育委員長(白杉直久) 先ほどするというふうに。幼稚園は所管でございますので、当然のあれだと思います。
- 議 長(糸井満雄) これで井田義之議員の一般質問を終わります。

次に、14番、有吉 正議員の一般質問を許します。

14番、有吉 正議員。

1 4 番(有吉 正) 私は、通告に基づき、岩屋西部辺地に係る総合計画の事業の追加について、農振 農用地の見直しの時期、行政のスリム化、今は分庁舎ですが、本庁舎方式に、以上3点、町長の ご所見を伺います。

まず1点目、岩屋西部辺地の総合計画の事業の追加について、質問をいたします。

合併によって、本庁舎との距離が遠くなったことにより、岩屋西部辺地が復活し、係る総合計画が9月の議会で提案承認されました。

野田川町のころから、岩屋の辺地対策事業として、福祉の里整備事業、町道岩屋川線、町道福祉の里線、町道藤の森線、町道諏訪線などの事業が行われ、町行政の事業推進に大きく寄与してきました。

岩屋川線だけが未完成であり、辺地の復活で9月議会に提案されたわけですが、町道岩屋川線の遂行は、地域にとっても最重要課題であります。そして、府道2号線宮津養父線の岩屋峠改良へとつなげなければなりません。6月議会で町長からご指摘がありましたが、当然のことながら、地元も私もでき得る最大の努力をしているところであります。

さて、岩屋川線が完成しても、現状の水路、農道も以前同様利用しなければならない宮の下水路、宮の下農道整備や、今議会で名称変更で提案されました町道岩屋大門線、雲岩水路整備など、町道岩屋川線、福祉の里の関連周辺整備として、ぜひ岩屋辺地総合計画に追加して、有利な起債を最大限利用し、地域振興を進めてはと考えます。町長のご所見をお伺いします。

二つ目に、農振農用地の見直しの時期と、それにかかわる事柄について、町長に伺います。

来年度、平成19年度から国の新しい制度、農地・水・環境保全向上対策がスタートします。 第2の中山間直接支払制度と言われています。1階の部分と2階の部分があり、1階は農振農用 地の面積、10アール当たり4,400円が交付されます。ただ、地域との連携した取り組みが 必要となります。地域全体の農業水路や、農道の維持管理に交付金は使うことができます。

2階部分は、かなりハードルが高く、化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上減らし、地域全体の農業者による環境負荷軽減に向けた取り組みをして、水稲6,000円、麦豆類3,000円、芋根菜類6,000円、葉菜類1万8,000円、ハウスなど施設野菜は4万円、これは10アール当たりでありますが交付されます。

この2階部分は、取り組み農家への配分が、個人配分ができます。2階部分も、農振農用地内であることが条件となります。

私のところにも、なぜ中山間の支払いが受けれないのか、隣接の耕作されておられる方からよく言われます。これは農振農用地に入っていないと、こういう理由があるわけであります。

この二つの制度を有効に利用することが、地域農業を守る手立ての一つであると、私も農業を しておりますが、農業者としても期待をしているところです。

農振農用地の見直しはいつされる予定でありますか。また旧町で見直されてから、それぞれ何年がたっていますか。中山間直接支払制度にしる、農地・水・環境向上対策にしる、5年ごとの見直しと聞いております。途中からでも農振農用地がふえたり減ったりした場合、交付されたりするのでしょうか、まずそこら辺もお聞きしたいと思います。

また、制度が継続されるとき、交付されるのであれば、早急に見直しにかからなければならないと私は思います。町長にお伺いをいたします。

最後の質問に入ります。私のほかにも同様の一般質問がありますが、それだけ大きな課題だと思います。行政のスリム化に本庁方式は必要不可欠だと思います。当面の間とかいうご答弁がありましたが、合併協議会の話は話として、今の分庁舎のあり方は余りに町民にとって不便だと思います。早く方向を出す必要を感じております。

東西の垣根がとれ、世界が一元化され、グローバル化が起きました。国際改定基準にあわせということで、金融庁の指導のもと、私たちのまわりの金融機関も合併が進みました。借り手にも、今は大変門が狭く、また金融機関等々の職員数もかなり減っておると思います。

国では、景気回復と言われていますが、当地域では呉服屋さんの大手の倒産の影響がまだまだ 続くと言われております。行政の再構築は必要だと思います。ただ、私は職員の削減だけをすれ ばよいと私は思っておりません。かつて東ヨーロッパの垣根がとれたときに、オランダがとった 方式、仕事を分かち合うオランダ方式、ワークシェアリングというものもあるわけでございます。 今、格差が広がっている格差社会と言われております。仮に働けても、生活保護費にも満たない 所得のワーキングプアと呼ばれる労働者がたくさん生まれています。当地域も、景気は当分厳し い状況が続くと思います。総合計画審議会も立ち上がりました。しかし、行政に停滞は許されて おりません。先の質問の農振農用地の見直しにしても、与謝野町のまちづくりに大きく影響をす るものであります。

以上、1回目の私の質問を終わります。

議 長(糸井満雄) 太田町長。

町 長(太田貴美) 一般質問にお答えします前に、ちょっと訂正をお願いしたいというふうに思います。この通告の中に、町道岩屋大門線が町道岩屋大下になっていますが、これは下という字ではなく大門線でございますので、ちょっと訂正をお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、有吉議員さんからのご質問にお答えさせていただきたいというふうに思います。

1番目の「岩屋西部辺地に係る総合計画の事業の追加について」とのご質問でございます。

岩屋西部辺地に係る総合整備計画につきましては、9月定例議会でお認めいただき、議決書を 総務大臣へ提出したところでございます。

ご承知のとおり、この計画は、財政上の優遇措置である「辺地対策事業債」の対象事業として 認められるものでございまして、平成18年度から平成22年度までの5ヵ年間の事業として、 町道岩屋川線改良事業を進めていくこととしております。

この事業の整備推進にあたりましては、有吉議員さんをはじめ、地元の皆さまや関係者の皆さま方には、一方ならぬご理解、ご協力を賜っております。そして大変なご尽力をいただいているところでございまして、現在、建設課を中心に全力で事業推進に力を入れているところでございます。

ご指摘の町道岩屋川線の関連として、福祉の里周辺の各整備要望の追加につきましては、関係 各課と今後詰めていくこととなりますが、まずは、当面の町道岩屋川線事業整備に、全力を尽く すことが大事であるというふうに考えております。

その上で、岩屋西部辺地地域の長期的な視点に立った整備検討を、関係各課の考え方も大事に しながら進めていくことにしたいというふうに考えております。

なお、与謝野町全体で長期的な視点に立って、必要な施設整備が、辺地地域でありましたら、 財政上の優遇措置である「辺地対策事業債」の対象事業として認められますので、計画に盛り込むことは財政運営上当然のことと思います。旧町時代に取り組んでまいりました辺地地域の事業 成果を検証しつつ、今後とも、辺地総合整備計画の策定や変更につきましては、事業計画期間中でありましても所要の見直しを図っていくことにしたいというふうに考えております。

2番目にご質問の「農振農用地の見直しの時期」についてでございますが、まず、平成19年度からスタートいたします「農地・水・環境保全向上対策」について、農振農用地の増減があった場合に支援金の対象はどうなるのか、というご質問でございます。本対策は、森本議員さんのご質問にお答えしましたように、来年度から平成23年度までの5年間を期限とし、農振農用地面積に応じて、一定の支援金が地元の活動組織に交付されることとなっておりますので、当然の

ことながら、農振農用地面積に変動が生じた場合は支援金の額も変動することになってまいります。

現在のところ、制度の詳細が固まりきっておりませんので、流動的なところがございますが、 重要な点ですので京都府に確認しましたところ、5年間の期間途中に例えば農振農用地が減少す る場合は、地元と町との協定書の変更を行って、その年度から減少する面積に応じて支援金の額 を減少させることになるというふうに伺っております。

したがいまして、中山間地域等活動支援交付金のように、当初の対象地を除外したり耕作放棄 した場合は、さかのぼって全体を返さなければならないといった、そうした縛りはないようでご ざいます。ただし、年度途中からの変動はできるだけ、ないようにしなければならないようでご ざいますので、年度当初の申請段階で面積に変動が生じる場合は、申請額に反映させる必要があ るうかというふうに思っております。

次に、旧町での農振農用地の見直しの経過でございますが、農振農用地の見直しにつきましては、町全体の見直しを行う特別管理と、個別案件の申請に基づく一般管理と2つの手法がございます。旧加悦町におきましては、特別管理を平成11年に行い7年が経過し、この間5回の一般管理をされておりますし、旧岩滝町におきましては、特別管理を平成12年に行い6年が経過し、この間2回の一般管理を、また旧野田川町におきましては、特別管理を平成8年に行い10年が経過し、この間2回の一般管理を行っております。

与謝野町の見直しの時期についてのご質問でございますが、9月議会で勢旗議員さんからのご質問にもお答えしましたように、町全体の見直しにつきましては、新町の総合計画や都市計画等の考え方と大きくかかわってまいりますので、調整に相当の時間を要することになります。したがいまして、現在のところは何年度に行うか、限定したお約束はできない状況でございますのでご理解を賜りたいというふうに思います。

ただし、個別案件にかかる一般管理につきましては、すでに提出しているプラント計画の除外協議との関連もございますので、京都府と十分協議を行い、旧町ごとの農振計画を見直す形でできるだけ早期に取り組んでいきたいというふうに考えております。

最後のご質問でございます、「行政のスリム化」についてお答えいたします。

議員さんのご質問にありましたように、JAや京都北都信用金庫の合併と比較しますと、確かに民間の施設の統廃合等、スリム化は待ったなしに断行されております。行政との大きな隔たりがございますが、しかし、サービスといった点で申し上げれば、金融や農家の経営指導など限られたサービスを提供する民間に対しまして、行政、特に役場というものは住民の一番身近なところで、数多くの住民サービスを行っております。

そうしたサービスが後退しますと、当然のこととして住民の方々からは不満が発生してまいります。合併前の協議では、「住民サービスをできる限り低下させることなく」を基本に考え、 3庁舎をそれぞれ活用する分庁舎方式としたところでございます。

合併協議は協議としてというふうにおっしゃいましたけれども、そうしたハードよりソフトを 大切にし、既存施設を有効に活用していこうというふうな、そうした思いからでございます。将 来的には、庁舎の統合を図る必要はあるかというふうに考えておりますが、先日、多田議員さん のご質問にお答えいたしましたように、まだまだ整理しなければならない問題もございますので、 その時期は明言できませんが、ご理解賜りますようお願いが申し上げたいと思います。 以上で、1回目の答弁とさせていただきます。

#### 議 長(糸井満雄) 有吉議員。

1 4 番(有吉 正) 辺地の総合計画について、再度質問いたします。

岩屋川線、町長もおっしゃられたように、地元も大変努力しているところでございます。今の 方針が決定されたというふうな中で、非常に農家として一生懸命というのか、一所懸命やってこ られた農地が、分断されるというのか、そういった方もおられるわけです。非常に気持ちもよく わかりますし、それを乗り越えてお願いをしていかねばならない、こういう状況もご理解をいた だいてほしいというふうに思います。

また、質問しましたように、そういった水路等々についても、残った水路ですね、大変どうなるんだという、今後どうなるんだというふうな危惧も持っておられるわけでありまして、それを対処していくという方向性を出すためにも、ひとつ先ほど申しました水路、農道につきましても、この辺地計画に入れていくことによって、実現が可能になってくるだろうと、このように考えております。

どうぞひとつ、この辺についてはご検討を十分いただきたいなというふうに思いますし、それから町道が 代/線につきましても、もう十何年になると思うんですが、当時の上地の組長さん、大変ご努力いただきまして、関係地権者さんのご同意の判も持って当時の建設課に要望書がいっているというふうに聞いております。この辺もあわせて実現をできるだけしていただくためにも、先ほど言いました計画に入れていただきたいと、このように考えております。

それから、農振農用地の見直しですが、プラントの関係があるということで、仮にそれが足かけになるのであれば、やはりこれも一定整理していただいて、農振農用地がふえることによって、農地が守れ、そして少しでも補助金が、交付金がいただいて、地域農業が守れる、その努力をしていくためにも、これは一般管理になってもふやす方向づけも考えていただきたいなと、早急に、このように考えております。

農業共済新聞が、これは月に2回来るわけですが、私も農業委員をさせていただいている関係で来るわけですが、先だって来たやつに、有機農業推進法が今国会、12月8日に可決されております。これは自然循環型機能を増進し、農業生産に由来する環境負荷を低減することが、現在の日本農業に求められていると、そういった趣旨であります。

今度の農地・水・環境保全向上対策も、この法律がまた後押しをするであろうと、そういうふうに国の方もアメリカ型というよりも、ヨーロッパ型に近づいているんじゃないかなと、こういう方向が出されているなと、このように考えるわけです。

ですから、5年で見直しということにはなっているわけですが、しばらくは続くであろうと、このように考えております。そうするとやはり、要するに農地を守るという農振地域をどうするのかと、そういったことをきちっと整理する必要もあると、このように思います。

それから、行政のスリム化ですが、町長のおっしゃられることはよくわかるわけであります。 ただ、1点、確かに民間企業と行政は違います。私も同様に思うわけですが、同じ労働者にとっ て、これは服部議員の中にもあったかもわかりませんが、やはり格差があり過ぎると、こういっ たことが行政のいわゆる公僕と言われるところにも、ひとつ問題もあるだろうなと、こういった こともやはり観点に入れていく必要があるのではないかと、このように考えております。

非常に日本も厳しい、まだまだ先が不透明なところも多々あるわけでありますけれども、一地 方体なりに、やはり努力する必要があろうと私は考えております。

ちょっととりとめのない質問になりましたが、2回目の質問といたします。

#### 議 長(糸井満雄) 太田町長。

町 長(太田貴美) 岩屋川線の件でございますけれども、農業者の方々が本当に一生懸命していただいている方たちのそうした農地が、道路ができることによって分断される、そうしたお気持ちというものも十分承知はいたしております。

そうした中で、議員さんにおかれても、地元の方を説得し、できるだけスムーズに進むような 方向でご努力いただいていることに対して、心からお礼が申し上げたいというふうに思います。

今後につきましても、やはりこの辺地債が活用できる、そうした時期でございますし、当然有利な形で財政的な措置が受けられる中で、その方々についても、協議の中でいろいろな方策が、知恵が出せるんではないかというふうに思いますし、今ここでどうということはできませんが、当然そうしたことも頭に置いた形で進めてまいりたいなというふうに考えております。

今後につきましては、やはり長期的な面で考えていかなければならないということ、またそして、事業計画期間中であっても、やはりそうした所要の見直し等についても、やっぱり考えていくことが大事だというふうに思っておりますので、ぜひご理解いただき、ご協力を賜りますようにお願いが申し上げたいというふうに思います。

それから、農振農用地の見直しの時期についてでございますけれども、先ほども述べましたように、個別の案件に対しますそうしたことについて、一般管理の分についても、やはり今既に今時期としてはなかなか申し上げることができませんけれども、やはりこれらについても、京都府との協議、あるいはその他関係機関との協議が必要になってくるかというふうに思いますので、それらについては、できるだけ早くに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

農家の方たちにとっても、自分の農地を今後農業を続けていくのかどうか、またそうではない別の利用をしていくのかどうか、個々のお考えもございますので、やはりそれらも大事にした形で進めていく必要があるかというふうに思いますので、十分な話し合いの協議の中で、それらを整理していきたいというふうに思います。

それから、3点目の行政のスリム化についてでございますけれども、住民にとって何が不便になるのかというような視点で庁舎の問題もいろいろと考えさせていただきました。今の形が決してベストだというふうには思っておりませんが、しかし、今まで役場として使っていた、それぞれの分庁舎につきましても、やはり身近なところでの役場がなくなってしまうということについても、大変これは住民の方にとってもある意味不便なことになりますし、また、いろいろなそのほかにも、一つの町としていろんな先ほど出ておりました辺地の問題もございます。どこに中心に役所を一つ置くかによって、いろんなそうしたことも周辺部の支援等も変わってまいりますので、それらもあわせ考えてみますと、今の状況の中では、合併協議の中でいろいろとそれらについても論議をしましたが、今の形で当面進めていくと、その中でできるだけ行政の効率化を図るように、あるいはまた財政的なそうしたむだが生じないように、おのおの知恵を出しながらやっていかなければならないということで、今後も取り組んでまいりたいというふうには考えており

ます。

先ほどちょっとわからなかったんですけれども、行政の公僕、公務員ですか、いろいろとご批判もあるでしょうし、反対によく頑張ってるなというお声もありがたいことに聞かせていただいております。そうしたことで、町職員については、やはりそうした皆さん方の叱咤激励を受けながら、前向きに進めていくように、仕事を進めていくように、また効率的にだけではなしに、皆さんに、住民の方に満足していただけるような言葉づかい、言い方一つでも変わってまいりますので、その言葉が変わるということは、心根が変わるということだというふうに思いますので、そういう意識改革も含めて、やってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁になったかわかりませんが、お答えといたします。

#### 議 長(糸井満雄) 有吉議員。

1 4 番(有吉 正) 私は、周辺の発展なくして町の発展はないと、京都府知事さんあたりのあれを見てましても、均衡ある発展といつもそういうことを言っておられるわけです。

そういう思いで長い間と言いますのか、十数年議員をさせていただいております。先ほど井田議員がイノシシやシカ、クマ等々の話がありました。私も議会では質問させていただいたこともあるわけですが、今まで来なかったところに来るということですね。そしてよそ事の話が身に迫って初めてわかると、これは私自身もそうですし、そういうふうな思いを最近持たれた方も多いと思います。町も同じで、やはり周辺がさびれると、知らない間に町全体がさびれると、このように私は考えております。

ひとつどうか、私の最後のことについては答弁結構です。そういう思いをお伝えして、質問を 終わらせていただきます。

議 長(糸井満雄) これで有吉 正議員の一般質問を終わります。

12時にちょっと早いんですけれども、ここで昼食休憩に入りたいと思います。

再開は1時30分から行いますので、昼食休憩をいたします。したがいまして、1時30分にはまたご参集を願いたいと思います。

それでは昼食休憩に入ります。

(休憩 午前11時47分)

(再開 午後 1時30分)

議 長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

8番、浪江郁雄議員の一般質問を許します。

8番、浪江郁雄議員。

8 番(浪江郁雄) 8番、浪江でございます。それでは通告にしたがいまして、一般質問をさせてい ただきます。

初めに、防犯対策についてお伺いいたします。

最近のテレビのニュースや新聞などでは、凶悪な障害事件から、身近な窃盗事件まで、犯罪報道がされない日はないと言えるほど、日本の安全神話も崩れてしまいました。これまで、日本の警察では、検挙に勝る防犯なしを基本方針に、犯罪対策に取り組んできましたが、ひったくりなどの街頭犯罪や、空き巣の激増、予測不能な暴力犯、そして多様化、高度化する犯罪発生に対し

て、従来の手法では対応が追いつかず、検挙率も落ち込むという事態に陥っております。

欧米では、この二、三十年間の間に、犯罪の抑制、減少傾向に転じつつあるそうですが、これは取り組みの視点を検挙から予防へ、犯罪の原因を取り除くことから、犯罪の機会をなくすこと ヘシフトしたところに、その要因があると言われております。

犯罪の発生は、その原因を取り除くことによって抑制するには限界があり、むしろ犯罪原因をなくすことができなくても、機会がなければ犯罪は実行されないという考え方が主流となりつつあるようです。つまり、この機会がなければ犯罪なしという理念に基づいた予防的方法によって、犯罪を抑制することが可能となるというものであります。

そこで、スーパー防犯灯という新しいタイプの防犯灯があります。このスーパー防犯灯とは、 防犯灯に非常用赤色灯、非常ベル、防犯カメラ、インターフォン等を装備し、緊急時に警察に直 接通報することができる装置でございます。

また、このスーパー防犯灯とは別に、子ども緊急通報装置なるものがあります。これは子どもの安全を守るための装置で、スーパー防犯灯に似た装置と機能を持っていますが、防犯灯や防犯カメラは備えていない、このようなものであります。このスーパー防犯灯そして子ども緊急通報装置は、道路、公園など街頭における犯罪防止のために効果が大きいと言われております。安心・安全なまちづくりのための防犯対策として、通学路や公園、サイクリングロードなど、防犯灯並びに子ども緊急通報装置の導入を働きかけていただきたいものですが、いかがでしょうか。

次に、いじめ問題について教育長にお伺いいたします。

すべての子どもにとって、学校は安心・安全で楽しい場所でなければなりません。これは教育 再生会議のいじめ問題への緊急提言の書き出しでございます。このもっともな書き出しが、かえ って現実の厳しさを連想させます。それほど、今の学校は心安らぐ場所でもなければ、楽しいと きを過ごせる学舎でもないというのでしょうか、今やいじめ問題が異常な広がりで展開し、前例 のない事態が続いております。

教育界だけではなく、社会全体が立ちすくみ、とまどっているのではないのでしょうか。全国でいじめが原因と見られる10代の自殺が連鎖し、校長までもが命を絶つという現実です。一連の問題は、子どもたちに不幸、不運を重ねながら次々に浮上してきました。その痛ましさや影響の大きさから、連鎖的な教育危機とも言うべき現状の中で、子どもたちがみずから命を絶つような悲劇をこれ以上繰り返さないために、教育界のみならず、私たち社会全体で真っ正面から取り組んで、今やらなければならないことに全力を尽くさなければなりません。

いじめは、いかなる理由があろうとも、絶対に許してはならない、あらゆる手段を尽くして根 絶させるべきである。そのために、いじめは人道上の犯罪、断じて許さないという強い意志を学 校をはじめ社会全体に行き渡らせることこそ、いじめ根絶の大前提ではないでしょうか。

学校側は、どんな理由があろうと、人を苦しめるいじめは悪という姿勢を貫き、そのために繰り返し、繰り返し話し合い、いじめを発見したらすぐにやめさせる行動を起こすべきであると考えます。また、いじめをなくす鍵を握っているのは、まわりで見ている人たちです。児童生徒たちには、自分は関係ない、見て見ぬふりは共犯者という考えを定着させなければなりません。また、いじめに対し、これは僕たちの問題なのだと認識させて、子ども同士でやめろということの尊さを、ぜひ教えていただきたいと思います。

いじめ問題の解決は、子ども優先の社会への構造改革によって人が輝く社会づくりができるかどうかにかかっております。そうすれば、いじめは根絶できる、必ずできると確信するところであります。

以上の観点から、以下4点、教育長にお伺いいたします。

1点目は、本町におけるいじめの実態把握のため、またいじめに対する意識低下を防止するために、子どもたちへのアンケート調査はどのように行われていますか、お伺いいたします。

2点目は、本来100%子どもと向き合うべき教師が、雑務に追われ忙しく、子どもと向き合う時間が確保できないという問題が指摘されております。学校、地域、家庭が連携しての教師へのバックアップ体制が必要と考えますが、所見をお伺いいたします。

3点目は、教師こそ最大の教育環境であり、子どもの成長はよき教師との出会いによって決まると言っても過言ではありません。また、教員の対応一つで、いじめ問題も状況が全く変わってくることもあります。教員の資質向上にどのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

4点目は、いじめは悪であり、いかなる理由があろうとも、いじめる側が100%悪いという 認識を学校、家庭、地域に徹底していく取り組みが必要と考えますが、所見をお伺いいたします。 以上で1回目の質問を終わります。

議 長(糸井満雄) 答弁を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 浪江議員さんからの「防犯対策について」のご質問にお答えいたします。

現在、我が国における著しい治安の悪化、特に、通学路上における児童の誘拐事件や学校内における事件など、社会的弱者である子どもたちを狙った卑劣な犯罪の続発は、大変憂慮すべき状況にあるということは、もう皆さんご承知のとおりのことでございます。

当町におきましては、幸いそうした事件までには至っておりませんが、小中学生が学校の帰り に通学路上で知らない人に声をかけられ、あるいは連れ去られそうになったり、追いかけられた りするなど、一つ間違えば重大な事件につながりかねないような事例も発生しております。

このような状況において、与謝野町でも、それぞれの地域、それぞれの組織において、学校や 親、保育所・幼稚園の職員、そして、地域の皆さんによる連携した取り組みが進められておりま す。

私のローカルマニュフェストでも、安心・安全な地域づくりを推進するために、地域防犯体制の確立・地域防犯活動の強化・子どもの安全対策を掲げておりますが、与謝野町においても、与謝野町防犯条例を定める中、防犯に関する啓発活動、自主的な防犯活動に対する助成、防犯に寄与する環境整備などを町行政の責務として明記し、その具体的な方法として与謝野町防犯推進協議会を設立し、地域安全パレードや防犯パトロールなどを実施していただきました。

さて、ご質問の、「道路や公園などの街頭に、スーパー防犯灯、子ども緊急通報装置の導入を働きかけては」ということでございますが、一般的に、防犯についてのハード面での環境対策といたしましては、防犯灯の設置や、あるいは防犯カメラの設置、防犯ブザーの携帯などがございまして、いずれも防犯のための有効な手段であるというふうに思っております。

先ほど、浪江議員さんが推奨されるスーパー防犯灯及び子ども緊急通報装置は、地域住民に安 心感を提供できるという点では、大変有利な、あるいは有効な防犯手段であるというふうに認識 はしております。

この装置の導入についてですが、都市部では設置しているところもございますが、地方ではほ とんど設置されていないため、今まで余り聞き慣れないものでございました。

設置に当たりましては、刑法犯の発生件数の多い地域について、データ分析した上で、緊急通報を受ける立場にある警察によって設置をすることとされています。

また、設置費用は1台で数百万円かかり、設置後も管理費用が必要となりますので、警察でもなかなか導入は難しいとのことでございますが、町といたしましても、防犯対策の一環として必要であるというふうに認識しておりますので、今後、警察に対して導入についての要望を働きかけていきたいというふうに存じます。

なお、京都府内では、向日市内に設置されているとのことですが、大都市であります京都市で もまだ設置されておりません。

子どもや住民の安全の確保については、これらのハード面の整備はあくまでも補完的な対策の一つとして考えるべきであり、基本は、やはり、親や先生、地域、行政などが一体となって連携した取り組みを推進することによって成し遂げられるものであり、地域でもって子どもや住民の安全を守るという意識を醸成することが大切ではないかというふうに考えております。

そのための一つの方法として、防犯推進協議会の取り組みを今後一層推進していきたいという ふうに思いますので、議員の皆様をはじめといたしまして、住民の皆さん方の防犯に対するご理 解あるいはご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

#### 議 長(糸井満雄) 垣中教育長。

教育長(垣中均) 浪江議員さんの私への質問に対して答弁をさせていただきます。

いわゆるいじめにかかわりましての浪江議員さんの見解、またご説に対する所感あるいは・・につきましては、全くそのとおりだと私自身も認識している次第でございます。

ただ、このいじめの質問に関しましては、初日、一番初めに家城議員さんの質問がこの件でございました。そのために、大変時間を割きまして答弁をさせていただきましたので、大半はそれにお譲りいただきたいと、そのように思っております。非常に素っ気ない話で申しわけございませんけれども、ひとつご了承の方をよろしくお願いしたいと思います。

やはり、いじめのおっしゃられるとおり、学校というのが、やはり何よりもまず子どもたちが安心・安全に生活のできる場でなければならないということは、もうそのとおりでございます。 私自身も現職にあるときに、常に子どもたちに向かって、そのような学校づくりを呼びかけてきていたわけでございます。

それはとりもなおさず、いわゆる一人ひとりの人権というものが尊重され、認められるという ことであるわけでございます。しかしながら現実は、ご指摘のとおりでございますし、皆様方ご 存じのとおりでございます。

そのために、やはり早期発見、早期対応というのが至上課題でございます。それに向かって学校の方、常に努力しているわけでございますけれども、残念ながら前に説明されましたように、なかなかその発見するのが難しくなってきているのが今の実態であるわけでございます。

そのために、議員さん実態把握のためにアンケート調査を行っておられるかということでございますけれども、町としてはやっておりません。しかし、学校の方におきましては、いわゆる人

権週間とか、あるいは人権学習を進めていく過程の中で、やはりそのいろいろなアンケートをして、それを教材にしながら人権教育を学習を進めていっております。そうした中で、いじめの実態を少しでも把握できるような努力はしているところでございます。

それからまた、教職員の方に対しましては、これは先だってもう新聞等でご存じだと思うんですけれざも、非常に悲しい事件、あってはならない事件が多発いたしましたので、文部科学省が都道府県教委を通じまして、教員一人ひとりに対して、いじめに対する認識等、あるいは対応等につきましてのアンケート調査を実施しております。それの目的につきましては、教員自身がいじめに対する認識を深め、そして自分を点検していくという、そうしたアンケート調査でございます。これはどこへどう、その数値がどうであるとか、そういうことではございません。あくまでも、いじめに対して教員がどういう認識をしているか、どういうふうにしなければならないかということを、いわゆる自己点検させるという、そういうねらいのアンケートであったわけでございます。

それによって、前にも申し上げましたように、やはり教員自身の人権への感覚、いじめに対する感覚というものを、やはり鋭敏にしていく必要がある、そのように思っておりまして、私ども常々校長を通じてでございますけれども、そのように指導をさせてもらっているところでございます。

それから次に、教師が雑務に追われて忙しくって、いわゆる子どもと接触していくその時間の確保がなかなか難しいという、それに対してのバックアップ体制が必要であると考えるということでございますけれども、教員に雑務というものは残念ながら今のところございませんで、すべて公務でございます。その教員の多忙さにつきましての実態は、家城議員さんの質問の中で答えさせていただきましたので、割愛をさせていただきます。

いずれにしましても、教員が子どもたちはやはり接する時間をどれだけ多く割いていくかという、そのことは非常にもうご指摘のとおり大切なことでございます。私ども、その時間が少なくなっているということに対しては、認めざるを得ませんし、そして残念に思っているところでございます。

しかしながら、学校での先生方につきましては、その公務が非常に多忙な中でも、少しでも子 どもたちと接する時間をふやすために、いろいろ工夫し、そして授業中は当然でございますし、 業間、あるいはまた昼休み、放課後等、そうした時間にできるだけ子どもと向き合えるように、 全校的に申し合わせをしながら取り組んでいる実態が今日の姿でございます。

それに対するバックアップ体制ということになりますと、一つはこれは、人的ないわゆるバックアップということと、もう一つは精神的なという話になろうかと思うんですけれども、残念ながら人的な援助というのは、今の段階ではなかなか難しいと言わざるを得ません。欲を申せば、いわゆるそうしたいじめに対応できる、あるいは広く生徒指導全体にかかわれる、そうした加配の教員が配置されるような国の方の教員の定数改善が望まれるところだと、そのように思っておるわけでございます。

それから次に3つ目の件ですけれども、子どもの成長はよき教師との出会いによって決まるということでございます。そのために、教員の資質向上への取り組みについてにお尋ねでございます。まさにその教育は人なりと言われます。やはり、教育という営みは、人と人とのやはりふれ

あい、心と心のふれあい、それが基本に、基盤になっているわけですし、その間の信頼というものの上に成り立っているのは教育でございます。その意味で、教員が子どもに与えるその影響というのは、単なる勉強だけではありません。やはり人間的なふれあいからくる、その感化、あるいは影響というものは、これは皆様方、私の場合で申し上げる話ではないと、そのように思っておるわけでございます。

そのために、一番のいじめに対応するという点での資質向上につきましては、やはり先ほどから申しますように、教員一人ひとりがやはり人権というものに対するその感覚を研ぎ澄ましていき、鋭敏にしていく必要があるという、そういう認識でございます。

これはいじめあるいは差別等、すべてに共通することでございまして、やはりそのことが一番 大切かと思っております。

したがいまして、資質向上の取り組みにつきましては、家城議員のお尋ねの中でも申し上げましたとおり、現在私ども京都府総合教育センターの教員の研修講座等でそれをやってもらっておるわけでございます。その中で、特にいじめにかかわっての講座、研究会等につきましては、やはり生徒指導、それから学級経営、そうした講座を通しまして、その資質向上に取り組んでおるわけでございますし、それからまた、いじめそのものにつきましては、やはり教育相談の講座でございます。教育相談の講座につきましては、非常に力を入れておりまして、初級、中級、上級とか、そのような講座わけをしておりまして、その教育相談への資質向上に取り組んでおるわけでございます。

特に、また生徒指導の中では、子どもたちに接するのに、カウンセリングマインドで接するようにという、そういう姿勢をまず全面に打ち出しまして、生徒の対応に当たっていると。またそれらの研修というのにつきましても、取り組んでいるところでございます。

それとまた、学校でも独自に研修を長期休業中等を利用して、研修を深めているところでございます。

それから、やはりそうは言いますものの、何よりもやはり教育がその人格と人格のふれあいであるということから言いますと、やはりより豊かな人間性、あるいは人格と申しましょうか、人間にやはりなる必要があるわけでございます。近ごろはやりの言葉で言えば、広く人間力という話になるかもしれません。これにつきましては、やはり具体的なその手立てというよりは、これは当然、教育公務員特例法の中で、教員は不断の研修をしなければならないという、義務づけがございます。

そのように、やはり自分を研鑽し、より人間的に豊かになっていくその努力は、教員として常 に心がけて取り組むべきことだと、そのように私自身は思っているわけでございます。

それからまた、そのようにも指導は折に触れてさせてもらっているつもりでございます。

それからまた、最後の4番目の件でございます。いじめは悪であり、いかなる理由があろうとも、いじめる側が100%悪いという認識を学校、家庭、地域に徹底していく取り組みが必要かというご質問でございますけれども、まさにそのとおりでございまして、学校のいじめに対する指導の基本は、この点において指導に当たっているわけでございます。

先ほど、教員に対するアンケートを紹介しましたけれども、まずこれが問われております。そ の認識を問われております。また、そんなところからしましても、指導の立脚点でございますの で、そのような指導をしているわけでございます。当然、子どもたちにつきましても、そのような指導、そしていじめを許さない、それからまた、見て見ぬふりをしない、みんなでやはりいじめをなくしていく、根絶していくんだという、そうした指導の方もあわせてさせていただいておるわけですし、小さな事件といいますか、事案が起きた、あった場合につきましても、それらを中心にしながら、学級での話し合い等しながら、問題を解決していく、そういう取り組みをさせてもらっておるところでございます。

それから、家庭ということになりますと、あるいは地域ということになりますと、家庭の方に つきましては、やはりこれはいろいろ学校だより等で世間的に今日のようにいじめが大きくクローズアップされてきたときには、それらについての学校の見解や姿勢を載せて、そして保護者の方に、家庭の方に提供をさせてもらっておるところでございますし、またPTAのいろいろな会合等でそれらにつきましての認識を深め、そして保護者ともども、家庭ともども連携してこのいじめをなくするよう取り組んでおるところでございます。

地域につきましては、今どうした動きかと言えば、各学校と地域の民生委員の方々等の話し合い等を通じながら、この問題に取り組んでいるのが実情でございます。しかし、今度与謝野町、子どもを育てていくために、いろいろ取り組んでいただいております組織が一つ1月には設立をされるという運びになりました。そうした育成会の活動の中で取り組んでいただければ、非常にありがたいと思いますし、また地域に対する啓発活動等、展開していただければ非常にありがたいと、そのように現在のところ思っている次第でございます。

非常にはしょった答弁になりましたけれども、以上で第1回目の質問に対する答弁とさせてい ただきます。

### 議 長(糸井満雄) 浪江議員。

8 番(浪江郁雄) まず初めに、雑務で時間が取れないという、ちょっと雑務という不適切な発言が あったと思いますが、これは教育再生会議ですか、そこの中の教育関係者から出た意見をそのま ま私言わせてもらいましたので、雑務という表現になりました。すみませんでした。

それではスーパー防犯灯の件でございます。コストが非常に高いのは、これ確かに高額なんです。しかし、今全国的にも導入が進んでおりますし、また今後、技術革新等でコスト面も安くなってくると思います。また、効果の一つとして、不安感を解消する、これは町長の答弁でもありましたけれども、そのほかにも犯罪が発生した場合に、被害の拡大を防ぐ等の効果もあります。また犯罪を未然に防止するという防犯効果もあります。

今後、与謝野町の防犯対策を進めていく上で、私は非常に有効ではあると思いますので、今後 引き続き検討されてはいかがでしょうか。

次に、いじめ問題でございますが、アンケート調査を教員の方にはされていると。その中で、自己点検にもなってという、非常にいい評価があると。これはやはり、生徒たちにとっても同じだと思うんです。町としまして、また独自でもいいですが、いじめ問題に特化したアンケートはもちろんですけれども、そのほかにもいじめと関係のないようなアンケートでも、またそういう意見のやりとりの中で、そういう子どもたちの少しした変化なんかがまたかぎとれるんではないでしょうか。

また、これを定期的に行っていただきたいと思うんです。例えばでございますが、一月に1回

であるとか、一月に1回がいいのか悪いのかわかりませんが、やっぱり繰り返し、繰り返しそうやって調査をしていく中で、やはり難しいと言われる早期発見も可能になってくるのではないでしょうか。また意識低下も防げると思いますが、いかがでしょうか。

それから、これは読売新聞なんですけれども、「教育ルネッサンス先生はなぜ忙しいか」という連載が始まっております。これは読ませてもらいますと、本当に先生方の忙しさが綴ってあるんですけれども、その中で、中には体調不良を訴えておられる先生方もおられます。やはり、現場教師に今一番何が困っておられるのかということを、教師との膝詰めの対話にもってそういう声を聞いていくというのも、必要ではないでしょうか。

また、先ほどでございますが、人手がないということでしたが、問題が起きたときなど、チームというんですか、グループというのを瞬時につくっていただいて、その雑務の分担なり、できるようなサポート的なそういう取り組みができればいいのではないでしょうか。それによって、情報の共有化なども可能でありますし、非常に難しいとは思いますが、そのような体制づくりもまた必要ではないでしょうか。

また研修の中では、非常に多くの研修を受けておられます。いじめに特化した研修はないとのことでしたが、やはり先生方の対応というのは、非常に難しい問題がありまして、例えばでございますが、生徒の自殺の原因が先生のいじめが発端だったという典型的な例もありますし、また教師の不本意な言動や、対応で子どもが傷つくという場合もあります。教師の言葉づかいや子どもへの対応など、また教育委員会の方からでも、注意の呼びかけが必要ではないでしょうか。以上、お伺いいたします。

#### 議 長(糸井満雄) 太田町長。

町 長(太田貴美) 一つ目のスーパー防犯灯の件ですけれども、これは確かにおっしゃるように一つ の防犯といいますが、予防という点では大きな力を発揮するものだろうというふうには認識して おりますし、今後また、先ほども申し上げましたけれども、警察に対しても導入についてのそう した要望を働きかけていきたいというふうに思っております。

警察の方でも、いろんな情報提供をメールを通じて宮津署管内の情報等も携帯の方に入ってくるようなそうしたことで、逐一やはり情報の共有化と言いますか、個人情報はあるでしょうけれども、そうした公の皆さんにも呼びかけてというようなことについても、非常に努力をしていただいているようでございます。

本当にこういうことが起こってはならないんですけれども、起こってしまったあとで、ああしておけばよかった、こうしておけばよかったというふうなことがあるかというふうに思います。そうした意味で、一つでも前に進んでいけるような方法をとっていきたいというふうに思います。これはちょっとわからなかったんですけれども、教育長にお尋ねなのか私の方になのか、ちょっとわからなかったんですが、いじめの件について、非常にこのことについては私に直接ご質問はないわけですけれども、いろんなことを見てみますと、やはりこれも情報の共有化と言いますか、先生と親とがやはり同一土壌の上で信頼関係を結んでいくというのが、子どもたちの一番身近なところでの解決が大事だというふうに思いますし、いろんな意味で、犯罪を予防する、あるいはそうしたいじめ等も予防するということは、これは学校だけではなしに、地域の我々としてもやはり取り組んでいかなければならない内容ではないかというふうに感じております。

その件については教育長の方からよろしくお願いします。

議 長(糸井満雄) 垣中教育長。

教育長(垣中均) 浪江議員さんの二つ目のご質問に対してお答えさせていただきます。

まず、その実態把握のためのアンケート調査でございますけれども、先ほど述べましたような 形でいろいろ学校ではそれぞれやっているということを申し上げました。

確かに、困っていることとか、そうしたような形で問うている場合が多いと思います。あるいは、困ったこととか、そうしたことでアンケートしているのが多いと思っております。いずれにしましても、いろいろな形でやはり子どもの実態を学校としてはつかもうという努力はしているわけでございます。できましたら、一月に1回ぐらいはというふうにおっしゃられましたけれども、そのようなご質問があったということは、学校の方へ伝えていきたいと思っております。

学校の方では、多くやっているというふうに私自身は思っております。

それから次に、サポート体制でございます。やはり確かにここのところいろいろ悲しい事件があって、いろいろ指弾された教育委員会と学校等の関係を報道されるところで眺めていきますと、 やはり連携がしっかりいってなかったということは、私自身も感じているところでございます。

そして、サポート体制をそのときに教育委員会としてどうやっていくかということは、これは 非常に大切なことだと思っております。今、私どものところ、非常勤の指導主事でございますけれども、4人置かせていただいております。それで、1週間をカバーできるように、そういう体制を認めていただきまして、スタートしておるわけでございます。それだけに、ことが起きましたら、いろいろないじめ以外、生徒指導上以外、その他のこと、いろいろやっぱり学校でちょっと困っているようなことにつきましては、それらの指導主事がそれぞれ応援にかけつけていっているのが実態でございます。常時4人、毎日いるのが一番心強いわけでございますけれども、なかなか人材の確保が思うようにいきませんので、今非常勤で4人お世話になっているだけで、非常にその体制は組みやすくなっているというのも事実でございます。

それから、資質向上の件でございますけれども、教員の何げない言葉が子どもを傷つけるということは、残念ながらままあることも事実でございます。教員の方にしますと、それが全く無意識な言動が、子どもにその大きなショック、あるいは傷を与えたというのは、これはあり得ることではございますし、あるわけです。

それだけに、言動につきましては、やはり考えていくことは、これはもう当然のことでございまして、やっぱり相手の立場に立ってということを子どもたちにも指導しているわけでございますので、教員みずからがその必要があろうかと思っておるわけでございます。ましてや、教員がいじめに加担するというのは、これは論外でございまして、これはもう論評するに値しない残念なことで、あってはならんことだと、そのように思っておるわけでございます。

先ほど、いじめに特化した研修講座等はないということを言いましたですけれども、生徒指導を広くにかかわって、先ほど紹介しましたように、その中で研修の講座が持たれているわけでございます。特にまた、問題がありましたら、新聞でもすぐ報道されておりましたですけれども、まず指導主事等の会議がありまして、もう1回そのいじめに対する指導のあり方について徹底する、それが今度は教育局単位で校長あるいは市町村教委の指導主事等招集しまして、そしていじめに対するその認識、そして対応の仕方等につきまして、指導をしてもらい、そしてまたともに

考えていっているという状況でございます。

いずれにしましても、冒頭おっしゃられましたように、学校というところから子どもたちが、 安心・安全を奪われていった場合に、学校教育は成り立たないということになりますので、やは りいじめは時間がかかっても、やはり根絶していくものだと思っております。そのような気持ち で学校の方も指導していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で終わらせていただきます。

- 議 長(糸井満雄) 浪江議員。
- 8 番(浪江郁雄) 今や各地でいろいろないじめ対策が講じられておりまして、中には効果の出ているものもたくさんあります。またご存じたと思いますが、少し紹介させていただきます。

子どもの読書運動や、職業体験、またボランティア体験などの体験活動によっていじめや不登校が減っているという報告もございます。また変わったところでは、兵庫県の明石市では、幼稚園や小学校のグラウンドを土やコンクリートから芝生に植え変えるということも行っております。そのねらいは、外で遊びたくなるような環境づくり、また運動不足が懸念される中、芝生をひくことで子どもたちの積極性を引き出そうというものであります。

ねらいは当たったようで、土が見えるほど芝がすれ減るまで遊んだり、たまには外で給食を食べたり、読書も楽しんでいるそうでございます。裸足で遊ぶことで、芝の弾力が心の安定につながっているのではとの声もあります。芝は傷んでも再生できますが、傷ついた子どもの心を回復させるのは、容易ではありません。幼いときから、友達と多いに遊び、いじめと無縁の世界を築いていってほしいと願うものであります。

以上でございます。

議 長(糸井満雄) これで浪江郁雄議員の一般質問を終わります。

次に、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

7番、伊藤議員。

7 番 (伊藤幸男) それでは、私は事前通告に基づき、新しい町として生まれた与謝野町のあり方にかかわる、地域協議会と住民自治組織のあり方について質問します。

これは住民生活にとっても大変重要な課題であります。この地域自治組織に関連して、質問内容を深める意味で幾つかの点を述べておきたいと思います。

一つは、地域自治組織の歴史的な流れであります。日本の場合、古くから結とか、講とか呼ばれていた地域で支えあう集落組織がありました。哲学者で評論家でもある加藤周一氏によると、古くからあった住民の支えあう組織が根づいていたわけですが、明治維新以降、日清・日露戦争への富国強兵政策の中で、この集落自治組織が国の言いなりの組織に変質されていったと、このように指摘しています。

戦後、二度と戦争はしないとの思いでつくられた今の憲法ですが、これが生まれ、地方自治法 も制定されました。この中で、団体自治と住民自治がうたわれています。

近年、国の地方財政の削減や大義のない強引な市町村合併の押しつけ、その動き、また国と地方自治体をめぐる不正事件や談合事件、金権腐敗事件の多発。その一方で、住民の暮らしや営業が重大な局面に立たされている中で、近年、厳しい批判の声とともに、住民の自治意識が急速に高揚しているわけであります。

二つ目は、この数年、地域集落の形成が困難になるような要素、問題が発生していると思っています。その一つは、個人情報保護法などによっての関係で、納税組合の解体です。この点は、機械的な対応ではなく、もう少し研究がいると私は考えています。

もう一つ気になるのは、この数年間の国の構造改革による格差社会や社会保障の改悪と大増税による住民生活、暮らし、この破壊と言うべき大負担増であります。特に高齢者や低所得者層への負担増は、質素な生活さえ維持できないという、深刻な事態をつくり出していることです。また、職場、雇用環境が大きく激変してきたわけで、これらのことが近所づきあいもできないなど、地域コミュニティの崩れをつくり出してきていると思っています。

三つ目に、時代の流れとも言うべき住民の自治意識、行政参加の意識が急速に高まっている点です。これからの新しいまちづくりの上で大事なことは、町長も主張しているように、住民参画のまちづくりが最も重要な要であると考えています。現時点、地域自治組織のあり方や、目指すべき方向性という内容や認識については、大多数の住民の中ではまだまだ確立されていないと思います。もちろん、理事者の皆さんも議会での認識も、町職員も不十分ですし、一致した将来像の絵が描かれているわけではありません。

現時点、与謝野町では模索の段階だと思います。しかし、時間がかかるとは思いますが、この目標や将来像の絵、題材なども具体的に提供し、全住民的な論議が進めば、住民自治が高揚し、私たち議員も住民も目指す、住民が主人公のまちづくりが実現できると私は確信しています。

四つ目、市町村合併によって、地域自治組織の具体化が急速に始まっていることです。この数年、政府の市町村合併の強引な押しつけで、3,200あった市町村が1,000にする計画でしたが、結果的には1,800余りの市町村になってしまいました。この中で、合併した自治体では面積が広くなり、多くの自治体で地域協議会や住民自治組織の具体化を模索しながら、検討を始めています。

その中でも、新潟県上越市での地域自治組織の取り組みは、先駆的で注目できる内容を持っていると思っています。その内容は、詳しくは触れませんが、概要については、この組織の役割が区域内のほぼすべての施策について、市長の諮問にこたえるほか、地域での事業や暮らし、まちづくりのことなど、審議することができ、協議会委員は公募、公選制、選任投票で行われるということです。この住民から選ばれるというシステムだからこそ、住民自治が保障され、住民の行政参加の意識が高揚してきたと報告しています。

五つ目は、町を取り巻く諸課題や行政推進との関係で、地域自治組織がどうしても必要になってきているという点です。従来の区の体制では、限界があります。主な課題を述べておきます。その一つは、犯罪対策や、災害対応であります。本町では一昨年、23号台風を体験したように、近年の異常気象は今までの私たちの概念を超えた大災害がいつ来るのか、どうなるのかわからない。これにどう対応するかということも含め、集落対応が必要であります。

その二つ目、子どもを取り巻く教育環境も、先ほども論議になっておりましたが、犯罪が多発し、学校や保護者はもちろん、地域の安全対策も含め、教育力向上も欠かせません。

その三つ目は、高齢者対策であります。高齢者がふえ、支えあう地域組織が重要になっています。

その四つ目、地域の祭りや行事、イベントをはじめとする地域コミュニティ活動の再構築の点

でも極めて重要です。また、環境問題や文化活動、公民館活動、ボランティア活動、地域の環境整備など、多様な地域の課題があり、そして従来から行ってきた区の役割、行政の補完的な役割など、数多くの諸課題が山積しています。

六つ目は、区の地域自治組織の活性化が最もよい人材育成の機会になりますし、自治意識の高 揚や住民参加を大きく促進すると考えています。先進地では、地域経済の主役である地元業者が 中心になり、地域ごとに各分野の方々の協力で、新しいまちづくりに創意性のある変化をつくり 出しているという町や村が広がってきています。

七つ目に、総務省による合併効果の分析内容であります。この間、政府総務省は全国の市町村に押しつけ合併を進めてきましたが、その幾つかのアンケートやまとめの中で、次のように認めています。「周辺過疎地域への行政の対応が低下していることや、地域コミュニティの低下、中心部と周辺地域との格差と同時に、住民意識の格差を生み出していること。また広くなったことで、高齢者にとって役場が遠くなった、さまざまな不都合が起きていること」など認めているわけであります。

ですから、合併が引き起こす重要な要因として、私たちの町でもこれらの点を十分考慮しなければいけないし、それを補う意味でも、地域自治組織は欠かせないと考えています。

八つ目に、地域自治組織の立ち上げは、上から与えられるものではなく、当事者、主権者である地域住民が決め、みんなでつくり出していくという立場が非常に大事です。このことを行政担当者は援助、支援していかなければならないと考えています。地域自治組織は、小集落の方が極めて合理的であります。これからもふえ続ける高齢者の生活や住民の自治権を保障する上でも、大事な観点だと考えています。

以上、私の見解も述べましたが、質問に入りたいと思います。

第1点目は、これからのまちづくりの上で、地域協議会と住民自治組織をどのような位置づけ と役割、獲得目標をもって進めようとしているのか、お伺いしたいと思います。このことは、ど ういう町を目指すのかという課題、目標を鮮明にすることが大前提になると考えています。

先日の一般質問でも、総合計画との関係が問題になりましたが、その地域協議会の位置づけや 役割が明確にされていないと論議にならないと考えています。

第2点目、どういう形の地域協議会と住民自治組織をつくろうと考えておられるのか、地域協議会と住民自治組織にどういう具体的なことを求めておられるのかという点です。具体的には、町の行政組織との関係はどうなるのか。将来的な見通し、展望も含めて、どういう組織運営を目指すのか。その組織運営の権限と財源はどうあるべきだと考えておられるのか、伺いたいと思います。

3点目は、当面の具体的な行政対応についての私の提案を3点述べておきたいと思います。

その一つは、現在3庁舎の住民窓口がありますが、その役割を地域振興課が全面的に総合窓口、 総合案内窓口となって、来庁した住民の要件、相談を受けとめ、対応することが極めて大切では ないかと考えています。この点での見解をお聞かせください。

この点で、将来的には地域振興課が地域自治組織を担当していくことが望ましいのではないか と私は考えています。

その二つ目、現在の町内の24区あるすべての区を、自治会という名称に変更すべきだと考え

ています。どのように考えておられるか、伺いたいと思います。この点は、現在の区というのは、 二つの側面を持っています。一つは、行政協力の組織であるという点、もう一つは、住民の自治 組織としての役割であります。地域協議会と住民自治組織との関係で、区の存在をどう位置づけ るのか、こういう点も関係してくると考えています。

その三つ目の質問、従来旧町時代から行われてきたイベント事業、諸事業は、当面基本的に継承させるべきではないかと私は考えています。このことは、地域コミュニティ活動でもあり、地域への誇り、地域のアイディンティティーであり、決して旧町の一体感をさまたげるようなものではないと考えています。伝統もある、例えば加悦町の区対抗駅伝大会などは、副議長も先に指摘しておられましたが、旧加悦町民にとって大変思い入れのある、多くの住民から復活させてほしいとの声は今でも根強くあります。

以上で、私の第1回目の質問とさせていただきます。

議 長(糸井満雄) 質問中ではございますが、ここで一たん休憩をはさみたいと思います。

休憩後、ただちに答弁を求めていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。 それでは45分まで休憩をいたします。

(休憩 午後 2時30分)

(再開 午後 2時45分)

議 長(糸井満雄) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 伊藤議員さんからのご質問にお答えいたします。

まず、1番目と2番目のご質問でございますけれども、地域協議会は、新町まちづくり計画の 審議の中で、地域コミュニティ活動促進施策の一つとして、設立ということが追加記入されたこ とはご承知のとおりだと思います。

地域協議会につきましては、3町が合併することにより、広域的な行政となることから、住民の声が的確に反映される「まちづくり」を進めるための組織でありますが、それぞれにある「地域の課題」をみずから考え、取り組み、行政と一体となった主体性のある「協働のまちづくり」を進める組織にしたいというふうに考えております。

一方、伊藤議員さんもご承知のとおり、旧村あるいは旧集落を単位として、与謝野町内には「区」の制度が確立しております。地域の活動を通じて区民の協力体制やコミュニティ活動が既に整っており、行政と一体となった協働のまちづくりを発展的に推進する上で、これもまた大事な組織だと思っておりまして、この体制は今後とも、存続していただきたいというふうに考えております。

この二つの組織については、両輪のごとく与謝野町のまちづくりに、持てる機能を発揮していただきたいと思うわけでございまして、本格的な少子高齢化を迎え、安全で住みやすい快適な地域づくりを実現させるためには、「補完の原則」に基づいた、協働による地域密着型の行政運営を確立することが重要となってまいります。

そこには、区自治組織のコミュニティ活動に加え、地域協議会などの新しい要素を組み合わせることにより、より住民と行政が相互に連携しあい、ともに担い手となって地域の潜在能力を発

揮することができる仕組みづくりが重要ではないかいうふうにと考えております。

また、地域コミュニティの最大の目標は、対等、平等の原則に基づき、お互いが協働して、補 完しあいながら「まちづくり」を進めていくことだというふうに思います。

与謝野町の「まちづくり」を進めるうえで、根幹をなす基本の組織と考えていることから、それぞれの役割、位置づけについて、お互いがバッティングしないよう、また、他の審議会、委員会とバッティングしない組織として、よく整理検討する必要がございます。

したがいまして、与謝野町総合計画審議会の中で、地域協議会と自治組織の関係等について、 特に、地域協議会のあり方や運営方法、規模、権限等、そして、これからますます重きを置かな ければならない住民の参画と協働を推進するために、時間をかけ、十分な「審議・検討」をして いただいて構想をまとめたいというふうに考えておりますので、もう少し時間をいただきますよ うにお願いいたします。

次に、3番目の「当面の具体的な行政対応についての提案」の1番目、「地域振興課を総合窓口に」とのご質問でございますが、合併によります町域の広大化に伴い、住民の皆さんの時間的負担、あるいは利便性の低下を少なくするように各庁舎に地域振興課を設置して、その庁舎に「設置のない課等」の総合的な窓口としてきたところでございます。

各地域振興課には、それぞれ原課と密接な連絡調整を図り、日々変わる制度等を間違いなく把握し、的確に事務処理を行い、住民の皆様にご不便をおかけしないように行政サービスにあたらせております。

その中で、専門性を必要とするような複雑なご相談の場合は、庁舎の電話を利用して、現課担当者と直接話しをしていただいたり、日を改めて現課担当者と地域の庁舎で話をしていただいたり、また、ご了解がいただければ直接、担当課を訪問していただいたりしているところでございます。

ご質問の全面的な総合窓口につきましては、職員数の問題や広範囲で奥深い行政知識を必要とする問題があることから、非常に難しいものがあるというふうに思いますが、私も現体制でのサービス提供で十分とは考えておりません。まだまだサービスの向上に努めなければならないというふうに考えており、お互いに顔を見て話ができるテレビ電話の設置も視野に入れて、さらなるサービスの向上を目指したいというふうに考えております。

また、現在各種委員会が立ち上がっておりますけれども、 町のあり方 を議論していただい ております。このご質問に特に関係いたします「行政改革推進委員会」でのご意見等も拝聴し、 より総合的な窓口の実現を図りたいというふうに考えております。

2点目の「現在の24ある区を自治会という名称に変更すべきではないか」とのご質問でございますが、近年、少子高齢化、高度情報化等による地域社会をめぐるさまざまな環境の変化の中で、住民に最も身近な共同体である区、町内会等の果たす役割は、非常に重要になってきているというふうに言われております。

新町合併によりまして、住民の共同体である区は、旧3町を合計した24区となり、7月には 与謝野町区長連絡協議会の発足により、各区の連携を図りながら円滑な自治の運営に努めていた だいております。

各区は、旧村あるいは旧集落を単位に形成されており、その区域内に住所を有する住民相互の

連携、環境整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成のため、住民による自治 運営がなされています。区の名称は、歴史的に古く、旧町から親しまれ今日まで住民に浸透して いる呼称でございます。

他の市町村では自治会という名称の自治体もありますが、名称を変更するということになりますと、区長連絡協議会での協議も必要ですし、既に地縁団体として法人登記している区の変更手続きも必要となります。何よりも住民の意見が反映されなければならないというふうに考えております。

伊藤議員さんの1番目と2番目の質問の中にありますように、地域コミュニティ活動の促進施策の一環として、今後立ち上がる地域協議会と住民自治組織との関係は非常に重要であり、それぞれの果たす組織的役割と運営内容、そして行政の位置づけ等、今後の新町のまちづくりを推進するに当たって検討しなければならない課題が数多くございます。これらの課題の解決に向けた協議と重ね合わせて、協働と参画を踏まえた自治組織にふさわしい名称を議論するとともに、住民のための自治組織の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

3点目の「旧町のイベント、諸行事は当面基本的に継承させることが、「地域力」を生かすことになる」とのご質問でございますが、与謝野町がスタートいたしました平成18年も残すところわずかになりましたが、新しい町になりました平成18年度におきましては、4月の雲岩公園つつじ祭りを皮切りに各地域で数多くのイベント、行催事が開催されました。

初めに、イベント、行催事の考え方を申し上げたいというふうに思いますが、イベント等の開催は、それぞれの地域資源や特性を生かしながら、みんなが協力をして実施し、住民がお互いに交流を深めることにより地域に愛着を持つことができ、地域コミュニティの醸成と連帯感の強化が図られることに意義があるものと考えており、次に交流人口の拡大による地域の活性化を図るため、地域以外の人たちとの交流によって、地域に誇りを持つ元気なまちづくりに生かしていくことが必要であるというふうに考えております。

そして、イベント等が地域の力を養う一定の役割を果たしていることは、私も認識していると ころでございます。

そこで、伊藤議員さんのご質問でありますイベント諸行事の継承でありますが、地域の祭りなどの伝統行事また各区で開催されております行事は別にいたしまして、町がかかわりますイベント、行催事は地域、団体、そして町民の皆様が一体となり、行政は「自助・共助」を応援するとともに行政にしかできない責務を果たす、いわゆる「公助」の役割を担うことを基本に、信頼と協働を築くなかで取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。

その上で、こうした取り組みにより、地域間のそうした交流が促進され、新しい町としての町民の融和と一体感の醸成を図ることが大切であり、さらに、旧町からのイベント等は当面は継承しつつ、一方で新町にとってふさわしいイベントとして新しく練り上げる、新町まちづくり計画にありますように、将来に向けて「新しい姿に仕立てる」といった観点を持ち「あたらしいまちの『らしさ』を創りあげていくこと」も町民の皆さまのご理解のもとに進めていくことが必要であるかというふうに考えております。

以上で、伊藤議員さんのご質問に対するご答弁とさせていただきます。

議 長(糸井満雄) 伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) ご答弁をいただきまして、1点目、2点目にかかわって非常に大きな、いわゆる 地域自治組織という問題をどう位置づけるかという問題なんですが、ここは非常にすぐにはなか なかこういうことですと、きちっとかけるような代物でないというのはよくわかっているんです が、全体の今私が一般質問の中で町長の答弁を聞いてまして、前提となる概要についての認識は ほぼわかっていただけたし、その認識は大体共有できるなというふうに思っているんですが、問 題は、この位置づけ問題を、もう少し時間をくれと言ってたんですが、やっぱりできるだけ早急にですね、具体化することが求められているんではないかというふうに思っています。

それは、先ほど一般質問で冒頭言いましたが、総合計画との絡みもありますし、逆にですよ、 それから一方で、行革という話が行革委員会との関係を参考にしながらみたいなという話だった と思うんですが、そうでなくて、やはりここがどういう町を目指すかというところが一番大事な ところだと思うんですね。ですから、ここを言うなら今までの経験者も含めてですね、行政関係 の経験者も含めて、知恵を出して、どういう町を目指すんだと、これはもちろん全国のいろんな 先進地なんかもあるわけで、大いにそこは英知を発揮していただいて、むしろ私は職員のいろん なところに課長なんかも視察体験もあるわけですから、そういう角度からの英知も集めると、課 長会で英知を集めるということも一つの方法ではないかというふうに思っています。

そういう点で、ぜひ前向きに、そこは時間はもちろん要るんですが、非常に重要な課題と位置 づけて、早急な具体化を図ってほしいというふうに思っています。

それから私、町長の答弁の揚げ足をとるつもりでないんですが、私はまちづくりの一つではないと思っているんです。冒頭にまちづくりの一つと地域自治組織を位置づけるという話がありましたが、私はちょっとそこは違いましてね、ここは非常に町長がマニフェストの中でも、それからこの間野田川町の町長としてずっとやってきたときの基本的なスタンスも非常に重要なのは、住民の声を聞くというスタンスですよこれをね、もっと具体的に発展させていくなら、当然それは地域自治組織問題というのは、これは非常にまちづくりにとって決定的な大きな要素になると。私質問の中で言いましたが、大きな要になると、まちづくりの、いう点です。そこはぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。

それからあとですね、答弁の中で感じた点を幾つか述べておきますが、地域進行課の位置づけの問題で、基本的に町長も答弁の中では総合窓口としてですね、役割を果たしていく、これ一層また充実もさせていかなければいけないという答弁をされたんですが、私はもっと大胆に踏み込むべきだというように思うんです。いうのは、議会が今まで5月以来ありましたが、幾つか住民の皆さんの声も一部出たと思うんですが、やはりこれ行革の審議会というんですかね、策定委員会の中でも出ておりましたが、振興課が暇なように見えるような発言、暇だとは言ってないですよ。ような発言もあったわけで、だからそこはね、非常に極端な言い方をしますが、職員が前に出て来た人をつかまえてでも、いらっしゃいというぐらいの対応をしたって僕は構わないと思っているんです。いらっしゃいませぐらいのことを言ったって、ばち当たらないと。そういうぐらいの対応をしたって、むしろ住民の皆さんはいいんではないかというふうに思うんですね。だから、それはいいか悪いかについては皆さんの意見もあるし、それから住民の気分、感情もありますが、しかしそれぐらい前向きに振興課が行かなきゃいけない。だからもちろん、あの体制ではもっと僕の思いからすると補強しなきゃいけないんではないかと思いますよ。

それと同時に、これは質問通告に書けておりませんでしたが、地域振興課の役割、位置づけ問題です。だからそういう意味では、地域の自治組織、これをも担当する、そういうエリアを持つ振興課という機能を果たさなければいけないんではないかというふうに私はこの9ヵ月ですか、過ぎた段階でですね、感じているところです。

それからあと、具体的な三つの点についての一つは今言いました。それから二つ目の問題は、 区が手続き上ですね、区の名称を自治会にするということについては、ちょっといろいろなこと があるから名称変更の手続き等々があるから難しいという話がありました。僕は質問でも言いま したように、二つの側面を持っていると、今の区は。そうですね。これは認めていただけると思 うんですよ。地域の自治会としての役割と、行政の協力を推進を図っていかなければならないと いう、この二つの側面です。ある意味では矛盾しているんですね。

しかし、ここをきれいに整理しておかないと、ごちゃまぜが起きると、まちづくりの上で、いうことがあるので、ここはぜひ、今後のやっぱり課題として、区長の皆さんも含めて、地域の中で全町的な論議をきちっとしてほしいなというふうに思っています。そうでないと住民自治が育ちません。と思います。そういうことをあいまいにしておいたら、いうふうに思いますので、その点をぜひ解明しつつ、一層自治会との役割、それから行政の下請け機関の役割、この分を鮮明にした上で、よりいいまちをつくろうという点での具体化を図っていただきたい。ちょっと抽象的な言い方で申しわけないんですが。

それから最後の三つ目ですね。三つ目の問題は、イベントの問題では、事前通告では駅伝大会の話は言いませんでしたが、私はもう別に今、その答弁を求めるつもりはないんですが、強いていうたら見解を求めたいのは、ああいう事業を、これは事前通告を教育長にしてないんですが教育長の方が担当ですので、議長の許可を得られれば教育長にでも答弁いただけたらと思うんですが、経過いきさつについてはね、見解の相違みたいに僕はずれを感じておるんですが、あれが行われなかったことは。私は正直言って、結果がどうであれ、ああいうことが起こること自体がね、ことしに、私まだまだちゃんとしてないと。やはり位置づけ問題がきちっとそこまで、末端まで徹底してないと。町のよさを生かしていい町をつくろうというなら、そんなことも2年、3年は協働してでも、行政と地元と協働してでも、担当の体協とか実行委員会ですが、そういう協働してね、もっと接近をしなきゃいけなかったんじゃないかというふうに思いますね。だから今でも、復活させてほしいという声があるのは、その反映だというふうに思いますので、改めてそれはご検討願いたいというふうに思っています。

それからあとですね、私はこの地域協議会で大事なのは、幾つか私述べましたし、要点もその中に一つ入っていると思うんですが、大事な一つはですね、地域自治組織をどう私が言うのはですね、大事だと思う点はですね、やっぱり高齢者がどんどんふえてくるということですね。これからもっとふえますよ。それで、低所得者層が非常に今暮らし向きが大変な中であるということと子どもへの今ある問題も言いました。いわゆる安全対策の問題といいますかね。地域環境の中で守っていくというスタイルですね。だから、そういうセーフィティネットといいますか、そういう役割を含めた地域自治組織の網といいますか、組織を構築することが非常に大事だということが、私は今実感しているところです。

そういう点でですね、その点も指摘しておきたいと思いますし、それからいわゆるここはどう

なるかというのは私自身もまだ明らかに到達はしてないんですが、今区の中に二つの側面を持っているという話がありますね。その組織をどういうふうにするのが一番民主的な運営、これから 目指すまちに接近できるんかということはね、ぜひ行政としても課題として検討していただきたいなというふうに思っております。

それからあとですね、もう1点は、これは質問の中では取り上げませんでしたが、私は自治組織というのは小さい方がいいという言い方をしました。これは6月議会でも野村議員も身近に接近する方が地域自治組織というのは役割を果たすのに非常にいいんだという話をしています。

問題は、私ちょっと誤解があるといけないんですが、先ほども一般質問で述べましたが、議会の議決権という権限がありますよね。一方で、例えば上越のあたりの例を見てますと、かなり町長の諮問を受ける以上にね、協議課題があるんですね。地域のまちづくりの問題についてやっているわけです。かなりの権限を持っているんです。ただ、その権限が議会との関係でどういう整合性を持たせるかというのはね、これは今後もずっと続くと思うんです。ただ、大事なことは、私は、この地方自治の問題でね、非常に、私も若いときから読んだんで、近年はちょっと読めてませんが、やっぱり地方自治の長い歴史を持ったヨーロッパあたりの先進的な例や、今の実例を見てみますと、小さい集落ごとにやっぱりコミュニティがちゃんとあるんですね。ですから、そこもあり、横との関係もありという自治組織が複合的にあります。だけど日本の場合は単一化しているんですね。行政組織、すぼっといってるんです。それで、議会との関係も非常に明解な形になっているんです。ヨーロッパあたり見てると、かなり複合的な自治組織がつくられているわけで、そういう点で、ぜひそういうことも担当課の方でも研究をいただいて、よりいい知恵の出せる組織ですね、住民の皆さんの声を聞けるような組織はどれがいいんだろうという模索もですね、大いにやっていただきたいというふうに思っています。

そこで、担当課任せでなくて、最後にも言いましたが、やっぱり大事なことは執行を職員としてずっとやってこられた課長会の皆さんはですね、知恵もしっかりいろんな体験があるわけですから、繰り返して言いますが、ぜひですね、そういう知恵を集めるということをね、集団的英知を集めるということをぜひ貫いていただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

#### 議長(糸井満雄)太田町長。

町 長(太田貴美) 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

早急に地域協議会の立ち上げをということでございますけれども、3町とも、それぞれやっぱりこの自治区にしましても、成り立ちが違っております。そしてまた、その中の考え方も大分違っているなというのを、改めてきょう伊藤議員の発言の中で感じたんですけれども、やはり加悦町と野田川町と岩滝町の、それぞれ区に対する住民の思っている意識そのものも違いますし、それらの中で野田川の場合でしたら公民館活動というものが各区を単位に既に始まっております。これは自分たちの中で自発的な形で生まれてきた公民館活動を町がバックアップしてやっていっているということで、先ほどおっしゃったように、区の中には、自治会というそういう的な側面と、あるいは行政の物事を進めていく協力推進のところという、2つの側面がありますけれども、その比率といいますか、その側面が非常に自治的なそういう自治会的な側面の強いところと、どっちかと言うと町の行政の推進協力体制の強いところと、やはりそういう各町によってやはりい

ろいろと違いがあるというふうに感じています。

そういう意味では、この新しい地域協議会といいますものの、そうした新しい要素をどこまで取り入れていくかという中では、例えばこの自治組織のそうしたコミュニティにないもの、例えばいいますと防犯協議会だとか、民生児童委員さん、あるいは男女共同参画委員、小学校のPTA、あるいは育友会、保護者会などの、そういった組織がありますけれども、この組織の出ていただいている人たちも、往々にして区の方から推薦されてというか、選任されて出てきておられる方も多いわけですから、これらの方々を生かした、そういう組み合わせをすることによって、違った面からまた住民の参画という中で、各地域ごとの課題をそれぞれ持っていただく、またそのそれぞれの組織は大きい一つの町としての組織があるわけですから、地元の中での意見を吸い上げていくというような形で組み合わせるのも一つの方法かなというふうに思いますし、例えば旧町単位で地域協議会を立ち上げた場合、それぞれのまちの個性だとか、歴史だとか、さっきも言いましたように文化などが違っているのは当然で、段階的に一つの与謝野町としていく前段として、それぞれの旧町のまちづくりは自分たちで推進していかなければならないというふうな、そういう少しずつくみ上げていくというような組織を、基礎をつくっていくというのも一つの方法かなというふうな思いもいたします。

ですから、このところ、一遍にこういう形でということを行政から申し上げるんではなしに、 やはりそういう考え方を庁舎の中でも組み立てまして、やはりそれらを皆さんに提案していくと いうような中で、住民の方々のご意見を聞きながら進めていくのがいいのではないかなというふ うに考えております。

先ほど、地域振興課がそうした自治組織のそれぞれの旧町単位に、もう今既に加悦は加悦の区長さんの連合会を担当しておりますし、それぞれ旧町単位の区のお世話を地域振興課がさせていただいています。ですから、今のところ、初め心配していた以上に地域振興課が頑張って、地元のことをやってくれている。例えば、建設の事業であっても、直接加悦なら加悦のことについては地域振興課の者も連携しながら対応してくれている、野田川もそういう形で進めておりますので、やはりそうした考え方というか、地域の課題をその振興課が前面に、前に出て、受けていくということについては、今まで以上にもう少しきめ細かにする必要があるのかなというふうに考えております。

それから駅伝の話が出ましたけれども、今度今田議員さんの方からもそのお話もございますので、その中で詳しく述べたいと思いますけれども、やはりやろうと思う気持ち、住民の方たちのやろうとする思いがまずあって、初めて成り立つものだというふうに思います。先だっても、加悦町の老人会のシルバーオリンピックですか、されました。ことしからは、もう行政はかたっておくれへんので、教育委員会がもうあれされないんでということで、みずからがやはり皆さん方、それぞれ役割分担を決めて、会長を先頭に自分たちでやはりその運動会をされておりました。ですから、何もかも行政に頼っていただくんではなしに、住民の方みずからがやろうと思うことを、やはりみずからがやっていく。やることができないことであれば、何とか町にということになるかと思いますけれども、やはりそれぞれの住民の方の意志によって、いろんな地域の行事は進めていただくということがいいんではないかというふうに考えております。

その中で、行政としてお手伝いできることがあればさせていただくと。もう何もかにも行政で

とりあえずやってくれというのは、もうそういう時代ではないということを、やはり皆さん方も 認識がしていただきたいなというふうに考えております。

先ほど、上越市のお話もございましたけれども、上越市は上越市で長い歴史の中でそういう方法を編み出されたというふうに思いますから、与謝野町も与謝野町としてそれぞれの3つの町のいろんな歴史や考え方の違いがありますので、それらの集めて、やはり職員もいろんな知恵を出していくということ、また住民の方たちの知恵もいただくということは、これ大事ですので、町の中でもまちづくり本部会、あるいは行革の部会、一緒になりまして、集中プランでいろいろと知恵を出し合って今やっております。月に1回、必ずそうした集めたプランニングをもう少し練った形で進めておりますけれども、そうした積み重ねから一歩一歩、歩んでいけるんではないかなと思いますので、行政からこういう格好でやりますということではなしに、十分に皆さん方のご意見も聞いて進めてまいりたいというふうに考えております。

ちょっとお答えになったかわかりませんが、考え方としてはそういうことでございます。

## 議 長(糸井満雄) 伊藤議員。

7 番 (伊藤幸男 ) たくさん言いません。 2 点について意見を述べておくというか、おしておきたい というふうに思っています。

一つは、先ほど旧町から引き継いできたイベントはね、なくなるというようなことが、結果的 に起こると。それはもう、自分らで何でもかんでも行政依存でなくて、自分らでやれという話が ありました。

もちろんそれは従来のですね、延長の中でかかわる人らはですね、思っているわけで、だから 問題は、私こう言ったら決めつけになっちゃうかもしれないけれども、担当課の方でどれだけ丁 寧にそのことを自分らは自分らで頑張ってもらわなあかんというエリアをですね、具体的に示す ことができたのかと。十分その話し合いができたのかと、その担当や代表者の方々に。ここが僕 は一番結局ポイントになってくるんではないかと思っているんですね。

私も聞きましたし、いろんな話がありましたが、そういう丁寧な態度をどこまで貫けるかというのはね、特に行政自身が3つになったわけですから、当然それはね、こっちが、いわゆる行政側の判断でそこは踏み込んで対応する姿勢を持たないと、今までの延長で、いや行政が変わりましたからしてください、極論ですよ、僕が言っているのは、そういうことでは住民には納得がしてもらえないというふうに思うんですね。

だからやっぱり少なくとも、ここ1、2年、もしくは3年ぐらいの様子を見るというのは、そういうスタンスできちっと当たらないと、絶対誤解にしかならないと、ああやってくれなかったと。だからそこのとらえ方をですね、よくよく綿密に話をしていただきたいというふうに思っています。

これは、丁寧な行政対応の問題だと思います。合併したわけですから。

それからもう1点はですね、いろんな意見を聞くという話が町長の中にも、先ほどの中にも、 組織づくりの上であるという話が先ほどもありましたし、やはり当然それは町長のスタンスとし ておられるところですから、やらんなんと思うんですが、それはね、やっぱりもっともっとね、 いろんな関係者の知恵も集めて、行政の主体性はもちろん持って、皆さんの声が多いからという だけも、これも難しいと。明らかに間違いだということがわかっておるのに、住民の声が多いか らといってそこに踏み込むというのは、これは明らかに間違いですから、ここには行政の主体性がいるということですから、そこの整合性をしっかり持ってですね、幅広く意見を寄せて行政に反映していくと、これは町長だけではなくて、理事者の皆さんの責務だと思いますが、そのことを申し上げて質問を終わります。

# 議 長(糸井満雄) 太田町長。

町 長(太田貴美) いいご提案もしていただいたと思います。確かに、いろんな行事が3町になりまして3倍になりました。その中で、おっしゃるように、丁寧なそういう納得していただけるような形になっていないところも多々あったかと思います。町全体で取り組みましたいろんな、大江山登山マラソンもありましたし、もみじ祭り等もありました。いろんなところで、やはり一つつのそうした納得をいただけるような、丁寧なあれがしていなかったために、また同じ町の組織の中でも、今までの職員がやっていた対応で済まない、よその町の職員もいるわけですから、その人たちも含めて、全体でどういうふうに動いたらいいのか、どこまでが自分たちの役割で、住民の人たちにしていただくのはどこまでかというふうな、そういう細かい打ち合わせがなくて、去年やっていたと同じような形で全町でわっと取り組んだということも、実際にあったと思います。

ですから、それらについては、今後の反省としてきちっととらえた整理がしてみたいというふうに思いますし、それから先ほど行政も主体性を持ってというふうにおっしゃいました。ですから、一応我々もどうすべきか、どういう方向に行くべきかというのは、庁舎内で、課長以上集まって、毎月1回そうした場所も持っておりますし、それらの中で、一定の方向性が出れば、それを住民の皆さん方にも問いかけがしていきたいというふうに考えておりますので、ちょっと答弁が不十分でしたので、その点を付け加えさせていただきまして答弁とさせていただきます。

議 長(糸井満雄) これで伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

次に、1番、野村生八議員の一般質問を許します。

1番、野村議員。

1 番(野村生八) 私は、通告に基づきまして、高齢者福祉の基本的な方向性と雇用について、町長に考えをお聞きをします。

先日の勢旗議員への答弁で、福祉の分野での特養をふやしていくのではなくて、介護保険の新 しく始まった地域密着型サービスを取り組んでいくという、そういう計画が述べられました。

これ自身は大変大切な取り組みだというふうに思いますが、問題は、なぜそれを取り組むのか、 どこに向かって取り組んでいくのか、この理念や目標を明確にすることだと、これが大事だとい うふうに思っています。

そこで、この問題についてきょうは町長のお考えをお聞きしたいというふうに思っています。 太田町長は、旧野田川町で福祉に対するしっかりとしたビジョンを持たれ、先進的な福祉のまちづくりを進めてこられました。例えば特養虹ヶ丘をつくられたときも、国の基準でただつくるのではなくて、基準どおりの大部屋でありながら、実際にはそこに仕切りを設けて個室にしていく、そして施設でありながら、その個室を家と同じように見立て、表札も掲げ、そしてその人が家で住んでいたときに使っていたものも自由に持ち込める、こういう取り組みや、そして何戸かで隣組のような機能を持たせていく、町のような施設、こういうことを取り組んでこられました。 当時は、先進の取り組みで、全国から多くの視察が相次ぎました。そして、そういう施設が今では当たり前の流れ、特養は個室対応、ユニットケア、こういう流れになっています。いわゆる本来の先進の福祉を取り組んでこられたと思います。さらには、福祉は人材、そして弱者だけでなく福祉は健常者も含め全員が対象、こういう考えのもとに、例えば子どもの医療費の無料化もその発想のもとに取り組まれた一つだと私は理解をしています。

今回、新たに与謝野町として新しい町、大きくなった町、この中での初めての福祉の問題についての質問ですので、この点について、まずしっかりとお考えがお聞きをしたいということで今回取り上げさせていただきます。

私はこの間、デンマークの福祉について学ばせていただきました。この内容を学んでいまして、 虹ヶ丘もデンマークだけではないんでしょうが、北欧の福祉先進地に学ばれたということが大変 よく理解もできました。そして、このデンマークの内容がその後もさらにどんどんと進んでいる、 こういう現在の福祉先進地から見て先日答弁された今後の取り組みについて、どういう方向に持っていかれるのか、お聞きをいたします。

デンマークでは、1988年それまで毎年要望に応じて、ニーズに応じて建設してきた特養の建設を中止をいたしました。中止どころが、特養を改造して、そして一般の住宅、高齢者住宅にかえる、こういうところまで始めていまして、63%特養が減っています。それは同時に、特養を減らすだけではなくて、減った4倍の高齢者住宅を10年間で建設をする。そして、当然施設中心から在宅ですから、在宅介護の充実にも取り組み、在宅介護のサービスは無料で提供する、24時間体制で施設と変わらず暮らせるシステムを、理念ではなく現実に始めるという、こういうところにまでいっています。

したがって、こういうことを始めますと、費用的には施設と在宅ではほとんど変わらない、そこまで在宅でも取り組まないと、在宅でそのまま暮らせるということにはならない、こういう状況のようです。

そこに新たに高齢者住宅をつくっていったわけですから、予算的には福祉の予算を増額しなが らこういう方向転換を進めてきたというのが、このデンマークの取り組みです。

その背景は、30年代にスウェーデンで少子化が問題になり、出生率回復のため、すべての子どもを持つ家庭を対象にした取り組みをしていく、福祉は貧しい者を助ける、こういう立場から国民全体に対するサービスを取り組んでいく、こういう方向に政策の大転換を行いました。デンマークはこのスウェーデンに学んで、あらゆる分野のサービスを変更してきた、こういう流れが背景にあります。福祉や医療などの公的扶助は権利であり施しではない、この原則が確立をされたわけです。

そこから、介護は弱者だけのものではなく、福祉を手助けして考え、できないことをかわりにしてあげる、そういうものでもない。自分でできるように援助をしていく、介護から考えるのではなく、生活から考えていく。高齢者がいろんなことをしたい、この願いや目的に向かって一緒に組み立て、そして支えていく。施設、在宅を区別をしない。高齢者全体を介護と住宅、一体的にとらえなおしていく。そして、すべての高齢者の社会参加を保証する。こういうしっかりとした理念に基づいて方向転換を行ったわけです。そしてこれを実現するためには、介護の量も多くなり、質も高くなります。したがって、人材確保や育成も一層求められる、こういう困難に立ち

向かっていったのがデンマークのこの間の高齢者福祉であります。

こういうデンマークの高齢者福祉に学び、この与謝野町らしい理念や方向性に向かって、一歩 一歩進めていっていただきたいというふうに思っています。

ことし3月にできました高齢者保健福祉計画の中にも、基本理念は明確に示されています。この理念に基づき、今後の地域密着型、あらゆる福祉の施策の取り組みの方向を一致をさせていく、しっかり目標を定めて組み立てていく、このことが必要だというふうに思いますが、現在どのようなお考えで進められようと思われているのか、基本的なお考えをお聞きをいたします。

次に、福祉分野の雇用について質問します。

私は、旧野田川町議会でも、アメリカと日本の実態を示し、公共サービスをふやし、公務的な 雇用をふやすことが時代の流れであり求められている、こういうことを示し、雇用対策の取り組 みを求めました。

今回、デンマークの福祉を学ぶ中で、まさに福祉の中で雇用がふやされていく、この実態を知る中で、改めて先日も指摘をしたと思いますが、安定した雇用の確保、特に女性の雇用の確保がふやせるような取り組みが大切ではないかというふうに思っています。

デンマークでは、女性の80%が働いている、それだけ女性の社会参加が進んでいます。そして全労働人口の35%が公務的な労働、女性労働の中では半分が公務的な労働、そういう形で福祉だけではありませんけれども、保育やあらゆる分野での公務的な労働を女性の社会参加で支えている、こういう状況になっているようです。

新しくふえた女性労働の20%は、保育と介護というふうに言われています。こうした中で、70年代から少子化になり、80年代にその少子化も底を打ち、90年代には出生率が上昇、現在では最高の出生率になっているというふうに言われています。福祉をふやせば、国の経済を滅ぼすとのそういう意見もありますが、福祉と経済を両立させて、世界でも高い経済成長率を保っている、それがデンマークです。女性を民間、公も問わず、積極的に雇用をしています。そこには、子育てなど女性の状況にあわせた雇用の仕方、短時間労働や臨時雇用も多いですけれども、正職員に準じた賃金などの労働条件の確保などで、安定した職場として機能しています。

こういうことによって、女性の社会参加がしっかりと果たされていることによって、過去最高の出生率になっているというふうに思います。

このように、経済の発展と税の確保を図り、児童・高齢者介護の人材を育て、福祉に力を入れてきた。同じようにはできないでしょうけれども、学ぶ点はたくさんあるというふうに思います。こういう視点のもとでも、与謝野町の公務的、民間も含めて、そういう人材を確保し、そして雇用をふやす、このために福祉がどう力を発揮しなければならないのか、発揮すべきか、この問題も大変大事だと思います。この点についてのお考えをもお聞きをして、1回目の質問といたします。

### 議 長(糸井満雄) 太田町長。

町 長(太田貴美) 野村議員さんのご質問にお答えいたします。

理念というところでは、野村議員さんがおっしゃったような考え方、ほとんど同じでございます。野田川町の時代から、やはり福祉というのは施しではない、やはり当たり前の、高齢者であるうと障害者であろうと、当たり前の生活を当たり前に送ることのできる、そういう社会を目指

していくということが大事だというふうに思います。

そうした中で、野田川町時代にはいろいろなことがございましたけれども、まずはそうした福祉の里建設、・・・になかった老人福祉施設の建設をしたわけでございますけれども、今ここへきまして、ただそうした老人の福祉だけではなし、やはり障害者の方の福祉、また子どもたちの福祉施策、そうしたものをトータル的に進めていく垣根のない、ホームのようなまち、まちのようなホームという言葉のとおり、町全体がそういうものになればいいなというのが私の考え方の主なところでございます。

そうした中で、野村議員さんからの高齢者福祉についてのご質問にお答えをいたしたいというふうに思いますが、与謝野町の特別養護老人ホームの入所申込は、10月の時点で調査いたしましたところ、約180人でございます。そのうち、20%の方については、早期に入所が必要というふうなことを施設側では判断されております。

また、平成17年10月1日から、ホテルコストを徴収することになりましたので、入所者の 負担が増加してきておりますが、現在のところ、そのことによる退所者というのは、与謝野町に おいては、幸い発生はしておりません。

厚生労働省が、介護保険対象者の介護型療養病床14万床について、2012年度に全廃する 方針を決めまして、有料老人ホームやケアハウスなどの居住系施設への転換を促すということと しております。

医療保険の対象となります医療型療養病床 2 4 万床につきましても、医療の必要度に応じて、 報酬に差をつけ、介護の居住系施設に転換を促す計画にしております。

これらは、家族の支えや介護サービスが得られないために退院ができない、要するに「社会的 入院」を減らす狙いがありますけれども、居住系のそうした施設に円滑に転換できるかなど、そ うした課題も大変多くて、患者や家族にも影響が出てくるように思われます。あわせましてこの 4月からは、疾患に応じて、保険内でのリハビリ日数に上限が設定されたりということで、大き な問題となってきておりまして、このように、受け皿が不十分な中で制度が改正され、それが先 行していくと、住民に最も近い市町村は、その対応に苦慮しているというところでございます。

そうした現実的な問題、この問題は高齢者のみならず、障害者にも深刻な問題となってのしかかっております。

そこで、1点目のご質問でございますが、勢旗議員さんのご質問でもお答えいたしましたように、与謝野町においては、現時点では特別養護老人ホーム等の大型入所施設の新設は予定しておりません。できるだけそうしたことを対応するために、おっしゃったような小規模多機能型の介護施設を平成19年度、20年度で計3ヵ所、平成19年度以降に認知症対応型のグループホーム18人分と障害者のグループホーム9人分の設置を検討しております。設置後に効果を分析して、さらに必要と判断されれば、増設も検討していきたいというふうに考えております。

また、高齢者の住宅につきましては、旧野田川町時代に山王下団地の改修に伴いまして、一部 を高齢者用の住宅として設置した実績がございますので、今後、与謝野町総合計画の議論の中で 検討をしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても「医療難民」といわれるような方ができる限り発生しないような、町 として積極的に受け皿づくりに進めていきたいというふうに考え、在宅福祉の充実を推進してい きたいというふうに思います。

結局、特養が建設できないわけでございますので、本当に介護の必要な重度の方が特養を利用していただいて、地域で生活できることをできるだけ町としても、またいろんな福祉団体の力を借りながら、支援していくという、そういう形での福祉を進めていきたいというのが基本でございまして、それらに向けての施設の整備もあわせてやっていきたいというふうに考えております。

2点目のご質問でございますが、私も過去から今先ほどおっしゃったように「福祉は産業」というふうな考え方を持っておりまして、介護保険導入後、与謝野町内はもとより、丹後圏域にはさまざまな事業所が設立されまして、多くの雇用を生んでまいりました。

しかしながら、福祉現場の環境は依然として過酷でありまして、女性が中心的な担い手である ため、家庭との両立が大変厳しいものがございます。特に、子育て世代の介護職の皆さんからは 「子どもとのコミュニケーションが図れない」、「休日の保育を受けることができないので、安 心して仕事に取り組めない」などというふうにな声が寄せられております。

そんな中で、ある社会福祉法人から公立保育所の休所日に、企業内保育の実施を検討してみたいというふうになお話もございましたので、企業外の子どもの受け入れについても、検討していただくよう要望しているところでございます。

良質なそうした福祉サービスを提供するためには、熱意と能力を有した人材の安定的な確保が何より大切でございます。現状においては、求人をしてもなかなか応募者がないとのことですし、職場環境になじめずに複数の退職者が出ているというふうに伺っております。

町といたしましても、労働時間やそうした保障などについての制度をつくることは非常に困難だというふうに考えておりますが、各福祉現場の福利厚生と地域の子育て支援をタイアップさせて、安心して働くことのできるそうした環境づくりを行うことは可能であるというふうに考えますので、引き続き、社会福祉法人等との連携を図ってまいりたいというふうに思っております。

福祉の中で、雇用がふやされていく、そして女性の雇用の確保をふやしていく、できるだけそうした社会の中に女性が出ていって、この町を支えていくという力になっていただくための行政としてできる知恵を出しながら、雇用の場を含め、今後の福祉計画をつくっていきたいというふうに考えております。

今、町の中では福祉空間といいますか、この与謝野町全部を町の中にそうしたいろんな施設やシステムをつくっていくことによって、いろんなお支えをさせていただこうという、今計画づくりをやっております。具体的には、まだ皆さん方にお示しするところまではいっておりませんが、できれば19年度の、先ほども申し上げましたように、19年の予算の中にも、そうした形をお示しさせていただいて、今後の福祉施策の第一歩を進めてまいりたいというふうに考えております。

#### 議 長(糸井満雄) 野村議員。

1 番(野村生八) 2回目の質問をいたします。

デンマークに比べて日本では、2000年4月から介護保険制度が始まり、介護を社会的に支える、そういう理念のもとに取り組まれました。

当初、在宅介護を進めるという、そこが中心に始まったということですが、実際に始めてみると、予想されたとおりではあるんですが、在宅では暮らすことができない、利用料が高くてサー

ビスが受けられない、結局介護保険が始まって、施設に追いやらざるを得ないという、こういう 実態が生まれたというふうに思っています。

そういう中で、国はこういう必要な特養を整備せず、保険料を納め入れる認定をいただきながら、そういうサービスが受けられない。先ほど言われた、多くの待機者を生み出しました。本来は、この課題を解決すべきところを、ホテルコスト代という、先ほど言われた新たなサービス料を徴収をする、また言われたように、特養から出ていかざるを得ない高齢者を生み出しますし、介護型や医療型の療養病床群からも追い出す。全く国がやろうとしている福祉の理念、目標はどこにあるのか、見えない状況だなというふうに感じています。

こういう医療や福祉の難民が、町長も言われましたが、多くの関係者からも心配されている。 先日、天橋立ホテルで医療新法を共産党で取り組みましたが、その中でも専門家から出されていました。ことしから始まった介護保険、答弁にありました地域密着型サービス、4月から始まったわけですが、この内容は先ほど紹介しましたデンマーク型の形を取り入れていると言えば、入れています。しかし、そういう先ほど言いましたように、デンマークが実際に実現されているやり方と、全く違う。経費をいかに安く抑えるか、こういう方向で打ち出しているわけですから、現在のデンマークの状態が生まれる保証というのは、ほとんどないだろうと。反対に、このままでは介護保険制度自身が解体の危機に向かっていくのではないかというふうに心配をしています。

こういう国の施策のもとで、財政が厳しい中で、合併で財政が厳しくなるわけですけれども、 そういう中で、今言われたような目標に向かって取り組まざるを得ない、大変厳しいものがある というふうに思います。

しかし、先ほど紹介しました中で、前から町長もそういう理念のもとに取り組んでこられたわけですが、改めてこの内容を学ぶ中で、介護というのが暮らし、住まいと一体だと。施設については、先ほどのような形で取り組んでいただいたわけですが、在宅についても、同じ視点で取り組むということが今大変大事ではないかというふうに改めて感じています。

その点では、答弁の中では、勢旗議員の答弁の中でも、そういう発想といいますか、介護と住まい、この問題をしっかりと統合させて取り組んでいくという、そういう点についての視点が余り感じられなかったわけですが、こういう問題についてはどのように考えられるのか、この点をお聞きしたいというふうに思います。

私は、そういうデンマークのことそのものができるはずもないし、すべきだとも思いません。 与謝野町は与謝野町にあったやり方を取り組むべきだというふうに思いますが、少なくともこの 介護と住まいを一体的に考える必要があるということは、当町の場合も、特別大事だというふう に思っています。それは、我々が高齢者になっていく時代の中で、今の住まいをその住まいの中 で安心して暮らせるように改造できるかと言えば、なかなかこの地域の町民には、改造できない 方が非常に多いんではなんかというふうに危惧しているということがあるわけですね。

だから、そういう点でも、いざというとき、あるいは早めに、安心して住める、そういう高齢 者の住宅というのがあるということが、とりわけ大事ではないかなというふうに感じています。

しかしそうはいっても、財政厳しい中、そんなたくさんつくるというようなことはなかなか難 しいわけですね。だからやはり、先ほどちょっと言われましたが、高齢者住宅というのを町が取 り組もうと今課題になっています町の町営住宅ですね、できれば府営住宅も、こういう改修や現 在の住宅実施の中でも、その中に訪問介護の支援センターだとか、支援ハウス、グループホーム、デイセンター、小規模多機能型の、そういう介護施設、いわゆる地域密着型の施設を取り込んで、そして高齢者住宅群という、デンマークでやっているような、その地域の中でその地域の個性にあわせた高齢者住宅の機能、そして地域密着の機能を含んだようなものをつくっていく、このことが一番経費的にも効果的にもいいのではないかなというふうにも思っています。

一遍にどうこういう問題ではないわけですが、きょうは基本的な理念の問題ですから、そういう基本的な考え方については、どのように思われるのか、お聞きをしたいというふうに思います。それから、雇用の問題については、先ほどの答弁で積極的にできることで取り組んでいただくということですが、何せ今、国の方では医療でも福祉でも、あらゆる実態の中で予算をどんどん削る、先日も障害者の自立支援法の関係での集会が催されたというふうに聞いていますが、とりわけこの自立支援法の改正の中でも、福祉の中での雇用そのものがもう維持できないような状況に追いやっているのが、今の国の福祉施策ではないかなというふうに感じています。障害者の自立支援法では、一日ごとにサービスがあるかないか、その日にならないとわからない、その日に仕事があるかどうかわからない、こういう雇用形態にしなければ施設が維持できない、そこまで進んでいるわけですね。これでは安心して福祉を仕事として、そして暮らしていく、安心して子育てしていく、こういうことにはなかなか行き着かないというふうに思います。

事態は大変深刻な方向に、ワーキングプアを見てもわかりますが、深刻な方向に向かっているわけですが、そういう中でも、いろいろとご検討もいただいているようですが、ぜひとも町民全体というわけにはいかないわけですが、取り組まれる施策の中で、雇用の問題もしっかりと位置づけて取り組んでいただきたいというふうに思っています。

以上の点を質問をいたします。

## 議 長(糸井満雄) 太田町長。

町 長(太田貴美) 今の野村議員さんのご質問にお答えしたいというふうに思います。

今の考えておりますのが、野田川町の中で考えられる今後の福祉空間創生事業ということで、 どういった取り組みができるか、できるだけ知恵を使って、今あるものを使って、安く経費をあ げるという意味ではなしに、それらも含んではおりますけれども、実際のそういう方々が地域の 中でできるだけ活動といいますか、生活ができるような、何かそういう方法はないかということ で、特に福祉課が中心になって一生懸命考えた一つの案をつくっております。

それらを一つ一つ、財布と相談しながらになりますけれども、できるだけ実現していくような方向で進めたいというふうに考えておりますけれども、介護と住まいが一緒というのは、これは一番理想だというふうに思います。それらのために、ホームヘルパーの人たちが訪問していただいたり、いろんなケアマネがそうしたスケジュールをつくってしてはいただいておりますけれども、なかなか思いと実際の経費と、そうした中で今まで2回してもらっていたところを1回にするというような方もふえてきているというふうにもお聞きをしております。

しかし、そうしたことが少しでもなくなるような手立てというものを、我々も考えていかなければならないかと、100%とはいきませんけれども、そうした目標に向けて今1つの計画を持って取り組んでいこうとしておりますので、その辺のところ、またご紹介させていただくことができるようになったら、またその中でいろいろなご意見がいただきたいと思いますが、基本的に

はそういう考え方で進めております。

それから住宅の件についてもおっしゃいましたけれども、先ほどご紹介した山王下団地を改修いたしますときに、できればそういう介護といいますか、そうしたいろんな対応ができるようなことを1階の部分にできないかということで、計画を立てました。実際に、京都府、国にもお願いをいたしました。しかし、なかなか縦割り行政の中で、建設課、国土交通省と厚生との話ができなくって、結局形としては、1階の部分に高齢者用の住宅として設置したと、そこまでは何とかいけたんですけれども、やはり今現実の中では、なかなか地方が自分たちの町にあったものをしていこうといいますには、やはりいろんなハードルがありまして、なかなか難しくって、その辺の知恵をお互いに出したり、努力を、汗をかくということが本当に必要になってくる、そうした現実が目の前にございます。

しかし、それを言ってても仕方ございませんから、できるだけそうしたことがクリアできるような、また少しでも町民の方たちが安心して暮らしていけるような知恵を、我々もですし、また議員さんの方からも、いろんなご提案をいただいたり、ご協力をいただきということが必要になってくるかなというふうに思います。

それともう一つ、今までとは違って、今後期待を持てるなと思いますのは、この地域にもNPOをはじめ、いろんな福祉法人やそうした受け皿となっていただく団体がふえてきた。またそういう方たちが非常に情熱を持って取り組んでいただいているということは、これは本当にありがたいことだなというふうに思いますし、いろんな施策を進める中で、柔軟に物事を考えて、我々の思いを受け止めていただけるような、そういう素地がやっと育ってきているなというのを肌で感じることができますので、それらも大事な与謝野町の資産だと思いますし、その方々の力を借りながら、ぜひ前向きな形で施策を進めていきたいというふうに考えております。

お答えにならなかったと思いますけれども、思いを述べまして答弁とさせていただきます。

# 議 長(糸井満雄) 野村議員。

1 番(野村生八) 虹ヶ丘のときにも大変厳しい姿勢の中で、紹介したようなすばらしい先進的な施設をつくられたわけですから、ただいまの答弁の、難しい縦割り行政の中でも、一層職員の、地域の住民の知恵や力を集めて、それにふさわしい、福祉とそして住宅、この両面がエリアにできるような、そういう新しい町営住宅の建て替えについての取り組みを、ぜひ期待をしたいというふうに思います。

それで、3回目の質問としてですね、先ほど伊藤議員が言われました、地域協議会について、 この地域密着型サービスともかかわりますので、私も質問も含めてお聞きをしたいというふうに 思います。

福祉の面で言えば、地域密着型サービスを始めていくと。より暮らしに近いところでサービスを始めるということですね。こういうところに進みますと、いわゆる地域によって必要なサービスに差が出てくるということになるわけですね。こういう中で、それぞれの地域にはどういうサービスが必要なのか、そしてその福祉のサービスはだれが支えるのか、こういう町全体ではなくて、個々の地域固有の問題についての検討が始まらざるを得ないわけですね。地域協議会をつくる、あるいは先ほどいろんなイベント等々のときに言われましたように、行政が上からどんどん進めるということだけでは、本当にそれを生かしていくというね、地域密着型を生かしていくと

いうところでは、やっぱり弱い部分が出てくるわけですね。そういうときに、例えばこの、福祉だけではなくて、そういう仕事が今からどんどんふえてくるだろうと、防災なんかはまさにそうでですね、町全体の防災計画ではとてもじゃないけどもたないというのが、23号台風やその後の経験ですね、まさに地域の固有の中でのいろんな課題を煮詰めていける組織が必要になってきています。

いろんな面で、子育ての問題でもそうですね。だからどんどん町全体ではなくて、もっと狭い エリアの地域の中での住民サービスへの取り組みの量が、今からどんどんふえてくるわけです。 それでなくても、今までの区ですね、これがコミュニティがなかなか難しくなるというのは時代 の流れで、資本主義の流れの中では当たり前なわけで、今までのこと自身を支えていくことも厳 しい中で、これからどういう住民サービスのいろんな行政のふえていく中で、自治区だけでやっ ていけるかと言えば、これはなかなか難しい面があるだろうと。そういう中で、区というのが自 治区としての側面と言われたように、行政の本来の仕事をその地域の中でどう進めるかという問 題と、真剣に向き合って、行政も区の方も住民も向き合っていかなければならない、こういう時 代に入ってきているのだろうというふうに思うんです。

そういう点では、地域協議会というふうに言っているのは行政の機関なんですね、確実にね。 行政の仕事をする機関、だからここが福祉の地域の仕事をすることは、何ら違和感がないですが、 今までの区がこの仕事を受けて、その地域の住民のために働けるかというと、そのためにはかな りの論議や、いろんな経験をしなければ難しいという面は実際言われるようにあるだろうという ふうにに思います。

そういう意味では、行政としてはこういうこれからのサービスの方向性、いろんな分野のサービスの方向性を、全体を把握している行政としては、どういうふうなことが一番ふさわしいと考えるのか、行政としての意志をまず明確に示さないと、何もなしでゼロから相談ということでは、これはなかなか進まないだろうというふうに私は思っています。

そういう点で、区との相談は当然時間もかけて、自治的なことですから進めていかざるを得ない、進めていくべきだというふうに思いますが、行政の中での仕事は、これはそういう意味でも、早急に取り組んで、どれがいいかということはわからないわけですが、取り組み自身は早急に始めていく、見えるものをつくっていく、その中でどんどん新しいいものに変えていく、こういう発想での取り組みが必要ではないかというふうに思っています。

この点について、ひとつお聞きをしたいというふうに思います。

もう一つは、財源の問題です。あとでも質問されるようですが、先日のワーキングプアの2で、高齢者の労働実態と、そして岐阜県の柳ヶ瀬の繊維産業の状況が放映されました。収入が半分になって、本当にもう立ちいかないということで、どんどん廃業されている。働いても働いても、豊かになれないというふうに報道されていますが、あれを見ていますと、その柳ヶ瀬の実態よりも、丹後の実態はもっと大変な事態だというふうに感じています。半分どころではない、もう3分の1以下ですからね。そういう面では、働いても働いても、生活そのものが成り立たない、そういう大変しんどい事態に町民が今あるという、このことを改めてしっかり認識しながら、行政もそして私たちも取り組む必要があるというふうに思っています。

そういう点で、行政として一層暮らしを支える施策が、今まで以上に発想転換して、必要では

ないか。旧野田川町時代に27項目の不況対策と雇用対策を取り組まれたその経験を生かして、 一層頑張っていただきたいというふうに思います。

しかし、財源的には非常に厳しいということも理解しています。そういう点では、いわゆる継続事業、これについてもやっぱり建設事業を抑えて、そしてソフト事業をふやしていくという、ハードよりソフトという太田町長の基本的な視点、この視点にしっかりと立って、そういう見直しということも当然やらなければ、その暮らしを支える財源もなかなか出てこないだろうというふうに思います。

これについてはあとで質問がありますので、思いだけ述べて私の一般質問を終わります。

議 長(糸井満雄) 太田町長。

町 長(太田貴美) 先ほども若干申し上げましたけれども、やはりいろんな地域協議会の件については、行政としても一定の方向性なり考え方を示したものを住民の皆さんにお知らせしていくという姿勢が必要かというふうに思います。そうした意味では、いろんな計画が立てられております中で、並行した形でそれらについても検討を始めていくということについては、やぶさかでございませんので、そうした方向で進めてまいりたいというふうに思います。

町民の皆さんの生活そのものが、大変厳しい状況であるというのは、もうとてもよく認識はしておりますけれども、先ほど来いろいろと出ておりますように、財源の問題というのも大変厳しいものがございます。そうした中で、今まで以上に建設事業もですし、ハードの部分でもむだなことはやはり省いていく、見直していくという姿勢がぜひ必要だというふうに考えております。そうしたことを心して、今後の運営に当たってまいりたいというふうに考えております。

議 長(糸井満雄) これで野村生八議員の一般質問を終わります。

ここで10分ばかり休憩をいたします。

4時20分まで休憩をいたします。

(休憩 午後 4時07分)

(再開 午後 4時20分)

議 長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番、小林庸夫議員の一般質問を許します。

5番、小林庸夫議員。

5 番(小林庸夫) 議長のお許しを得まして、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。 もうしばらく時間をよろしくお願いします。

最初に、町長に新年度予算計画を立てられるに当たってということで、お尋ねいたします。

早いもので、合併いたしましてから9ヵ月となりました。そろそろ来年度の予算計画を立てられる時期かと思っております。連日の新聞やテレビ報道などによりまして、地方自治体に関するニュースに事欠かない毎日でありますが、町の方々から私が耳にいたしますことは、与謝野町の財政に関して、第二の夕張にならないという保証はないのと違うかと、こういったことをよく聞くわけでございます。これは国の危機的な財政状況から、自治体といえどもだれも手助けしてくれないことを認識されての声かと思っております。

この地方の長年にわたって地域経済の柱となっておりました織物業の衰退、また農業分野におきましても、ビジネス化については、商品の均一化であるとか、あるいは量であるとか、高齢な

どの問題も生じておりまして、町の柱となるべき産業が残念ながら見当たらない現状を見て、当初は合併効果を期待される声もよく耳にいたしましたが、最近ではこういったマスコミの報道などにもよりましょうが、町の財政もよそ事ではないでと、心配される声を非常に多く聞くようになってきております。

このような中、来年度へ向けて町長も大変多忙な日々をお過ごしのようでございまして、府であるとか、国への要望や陳情活動を精力的になされており、こういった財政的な厳しさも我々以上に肌で感じておられることと思いますが、新年度の予算を組まれるに当たっての町長の思いや展望を聞かせていただきたいものと思っております。

また本年は、合併初年度でありますだけに、旧町のきょうまでの流れを引き継がれての事業分野も多くあろうかと存じておりますが、新年度は与謝野町のまちづくりについても、各種審議会の意見など参考にされながら、骨格が示されることと思います。きょうまでにも多くの議員から申されておられることの重複になりますが、町民にとってその事業が本当に適切かどうか、むだなことはないのか、改めて一つ一つ検討をお願いし、地味なことでありますが、何を置いても財政基盤の確立のために、ここにおられる幹部職員ともどもに指導力を発揮していただいて、町民の安心につながる施策を示していただきたいものと念願するものであります。

私は、先般総務委員会の議員研修で、長野県栄村へ行ってまいりました。詳しくは赤松委員長が報告されましたが、12月から4月まで3メートル余りの雪の下の生活環境の中で頑張っておられる地域ですが、私は担当者のお話を聞いた中で、次年度の予算化に向けて、前年度の踏襲事業でいいのか、効果はと、自己反省し、住民に公表していくんだということを申されていましたことが、非常に強く印象に残っております。また、お互いの助け合いをせねばやっていけないというようなことも申されておりました。

話は変わりまして、非常に細かいことを申し上げるんですが、複数の町民の方から聞くことの一つに、各家に役場から各種案内であるとか、税やCATV等の請求書などが配布されておるわけでございますが、別々の封筒で一度に配達されておると。出される方は各課ごとにそういう理由づけがあると思われますが、受け取る方からすればですね、出所は役場という1ヵ所から出ておるのに、なぜ一つの封筒で用が足せないんだろうかと。いわゆる封筒1枚でも、もったいないではないかと、プライバシー云々ということとの兼ね合いもあるんでしょうが、1件の家への案内ということでございますので、こういったこともあわせて申し上げて、ご検討いただきたいものと思っております。

次に、学校給食費の未納分集金につきまして、教育長にお尋ねいたします。

先般の議会におきまして、未納分の徴収を学校の先生にお願いされておるやに、そういったことをお聞きいたしました。先日、ある先生にそのことにつきまして様子をお伺いしますと、口座引き落としができなかった保護者に対して、学校からその旨保護者に連絡され、なお期日に収納できない方については、先生が家庭まで集金に訪問されていることをお聞きいたしました。

昼間はお勤めの方が多いので、どうしても夜訪問し、親御さんとお話されるんですが、生徒の 顔も見える中で二度、三度とお願いせざるを得んと、非常に心苦しい思いを聞かせていただきま した。

今学校教育に関しましては、このたびの一般質問でもたくさんの大きな課題が出てきておりま

すが、未納分集金につきましては、例えばセンター職員の方でお願いするとかしてですね、先生 方には集金以上のもっと大切な役割で頑張っていただきたいものと私は考えておりますが、いか がなものかと教育長にお尋ねするものでございます。

以上、まことに簡単ですが、2点の質問を申し上げまして、1回目の質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 議 長(糸井満雄) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) 小林議員さんのご質問にお答えします前に、まずちょっと訂正をお願いが申し上げたいと思います。

先ほど、野村議員さんのお答えの2回目の答弁の中に、与謝野町というべきところを野田川町と申し上げたようなので、訂正の方、たびたびでございますが、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは小林議員さんからのご質問にお答えいたします。

「新年度予算計画を立てられるにあたって」とのご質問でございますが、バブル崩壊後の景気対策により、国、地方とも巨額の債務を抱え、地方財政は大変逼迫しております。加えて、三位一体の改革により市町村財政というのは、危機的な状況に陥っており、行財政の効率化を図るための一手法として、合併を選択したわけでございますが、住民サービスを後退させないためには、さらなる行財政改革は避けて通ることができません。

先般、北海道夕張市の財政破綻に端を発した問題は全国に広がりを見せておりますが、本町といたしましても、深刻な財政状況は共通するものの、夕張市の例のような一時借入金の不正な運用を行わなければならないような、そうした事態にまでは至っておりません。

このように、全国的に地方財政危機が叫ばれます中、総務省では自治体の破綻防止のため、地方自治体の財政状況を示します実質収支比率、実質公債費比率の従来の財政指標に加えまして、一時借入金の状況やあるいは第三セクターの経営状況も把握できる新しい指標の公表を義務化する検討を始めております。

17年度決算の当町と京都市を除く府内市町村平均の経常収支比率は、当町が96.0%、京都府内平均も96.0%、3ヵ年平均の実質公債費比率は、当町が15.9%、京都府の平均が16.1%とほぼ同様となっておりますが、決して安心できる数値ではなく、今後の財政運営しだいでは予断を許さない状況になっているところでございます。

現在、当町では町長を本部長とし、助役、各課長級で構成いたします、先ほども申し上げましたが、まちづくり及び行政改革推進本部におきまして、各種施策・事業についての検討や事務費、管理費等も含めた経常経費の効率化による削減について鋭意検討しております。

さらには、行政改革推進委員会におきましても、鋭意協議を進めていただいているところでございまして、平成19年度には「与謝野町行政改革大綱」を策定する予定でございます。

また、19年度予算編成につきましては、現在、各課の予算要求に対するヒアリングを終了し、 財政担当課で査定作業に入っております。18年度につきましては、合併初年度として、旧町からの事業を引き継ぎ、合算的な予算でございました。しかし、19年度につきましては、経常収支比率、実質公債費比率等の財政指標について、健全な範囲に推移するよう常に目を配る必要があるというふうに考えております。したがいまして、施策・事業の費用対効果を見極め、スクラ ップアンドビルド方式により、過度な財政出動を避けるようなそうした指示しておりまして、身の丈にあった、持続可能な行財政運営を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、小林議員さんのご質問に対するお答えとさせていただきます。

議 長(糸井満雄) 垣中教育長。

教育長(垣中均) 小林議員さんの私への質問に対してお答えさせていただきます。

学校給食の目的等につきましては、もう既にご存じでしょうから、省かせていただきます。ただ、学校給食の費用はどのようになっているかということ、先の議会でも若干説明申し上げましたですけれども、学校給食法では、学校給食のその運営に必要な施設や設備の整備費、それから調理等にかかわります従業員の人件費につきましては、学校設置者の負担としております。

それ以外の経費につきましては、いわゆる受益者負担というようなことになりまして、学校給 食費として利用する方の保護者の方の負担となっておるわけでございます。

したがいまして、その中の学校給食は、教育活動の一環として行われているという形になるわけでございます。その意味で、いろいろ図画工作するときの道具だとか、それから絵の具だとか、そうしたものと同じように、いわゆる教具、教材と同等に位置づけられておるわけでございます。したがいまして、学校の教材でございますので、学校の方で集金するというのが、これが学校給食における給食費の徴収のあり方でございます。

しかし、議員さんご指摘のように、学校の教員の方、ただいま非常に年々多忙化していっているという、そうした現状がございます。その中で、教員の方も学校の公務だとは言いましても、なかなか卒業した児童生徒の滞納繰越分の徴収事務までは、なかなか及ばないというのが実態でございます。特に人事異動等で教員が入れかわっていきますと、顔も知らないところに行かなければならないという、そうした場合もあることはあります。

したがいまして、議員さんの先ほどのご質問、真摯に受けとめさせていただきまして、例えば 学校が休業期間に入ります。そうしますと、いわゆるセンターの方は調理をする部門は、これは 休みということになります。しかし、誤解がないようにここであえて申し上げておきますけれど も、だからといってセンターの職員が遊んでいるわけではございません。いろいろ日ごろできな い掃除、それから一定期間ずっと調理に使ってきておりますので、そうしたものを点検しながら、またそうしたものを掃除したりしております。そしてまた、その調理をしないその時間ですので、研修をしたり、そのように長期休業期間中は、日ごろできないこと、それらにあてて頑張っております。

しかしながら、若干的にゆとりがあることは事実でございます。給食は実施されておりますと時間にそれこそ追われておりますけれども、調理それ自身がございませんので、ゆとりがございます。その意味で、その期間を利用して、滞納繰越分の徴収に出向くといった方法を、先生方ともちょっと協力しながら、今後課題として検討していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長(糸井満雄) 小林議員。

5 番 (小林庸夫 ) どうもありがとうございました。

先ほども町長からも非常に逼迫した国の財政からの受けられる思いというものもお聞きしたわ

けでございますが、非常にやっぱり1軒の家でも、やっぱり収入においた支出という形のことが、これは普通でございますので、税の使い道という意味で、町民の方々は非常に強い関心をお持ちだということはよく皆様ご存じだと思いますけれども、改めてお願いしたいと思っております。

皆さんもごらんになった方もあると思いますけれども、NHKテレビでこの間放映していました中で、どことも自治体が収入をあげるために、税の回収のために努力をなさっておられることが放映されておりましたけれども、その一つ、二つをご紹介させていただきたいと思うんですが、横浜市あたりも、中田市長が非常に赤字の大きな行政に取り組まれて、一生懸命立て直しに頑張っておられるんですが、横浜市の例で、行政の市役所の各封筒の余白に、民間の公告をとって、それで雑収入を相当あげておると。あそこは大きなまちですからそういうこともできるんだと思っておりますけれども、この与謝野町でも例えばの話、大江山の双峰であるとか、リフレであるとか、クアハウスであるとか、ユースセンターなど、そういった行政が関連する施設のPR広告なんかでも、そういった封筒にも書かれて、一人の人でも利用者がふえられることによって、そういった施設の財務内容がよくなる、それによって町の後押しも少なくて済むと、そういったことも関連する意味で、そういったこともどうかなと思って見させてもらったことが一つでございます。

それから、これは福岡県だったら福岡市だったか、福岡には間違いないんですが、いわゆる税の督促ですね、普通の封筒で出されるだけではなかなかインパクトを与えることができないという形で、督促の封筒をいわゆる1回目は黄色い封筒でと、2回目は赤い封筒という形でテレビで流してまして、赤い封筒、非常にプレッシャーがかかるということで、既に徴収率も上がってきたということを申しておりました。私は税務課の方に電話でお尋ねしたんですが、窓から見える督促状という文字が見えるだけでも困るというような町の方の声も聞きますし、いろいろと、受話器に出られた方は申されておりまして、非常に赤いというようなこともどうかと思います。きょう町長のピンク色の封筒でもどうかと思ったりして、そういう一つの、先ほど野村議員も申されておられましたけれども、そのアイデアを何か駆使してですね、少しでも町の収入のアップにつながる方策を皆さんでまたお願いしたいと、このように思っております。

それから、今の教育長のご答弁で、検討はさせてもらうということをおっしゃっておられまして、滞納されておられる件数というのはそんなにたくさんじゃないと思いますので、いわゆる先生方にすれば、子どもさんがおられる前で子どもさんが聞こえる中で、何回もお願いせんなんというような中の、いわゆる子どもに与える影響という面での思いを、非常に心苦しいというようことを申されておりましたので、あわせてそういうことも含めて、教材の一つかもわかりませんけれども、ご検討いただきたいと思っております。

そして、皆さんもご存じかと思いますけれども、この間土曜日の毎日新聞に、隣の福知山の給食費の徴収分が学校長が払っておられるというようなのが出ておりまして、与謝野町ではこんなことはないと思いますけれども、教育長にまたご答弁いただきたいと思います。

以上でございます。

議 長(糸井満雄) 答弁を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 本当に入ってくるのが少なくなってくる、入りを制するということは、今度は入

りが少ないということは出を制するしかないわけでございますし、できるだけ滞納なんかも、本来は入ってくるべき財源でございますから、今も各職員も特別徴収に走り回っております。そうした行動で一つ一つ、地道な積み重ねで徴収にもあたっている最中でございます。

旧野田川町の時代にも、何とか滞納整理をということで、いろんなアイデアを議員さんからもいただきました。ただいま徴収中なんていうのを車につけて走ったらなんていうところまで、極論まで出るぐらい、皆さん心配していただいて、あれしたんですけれども、やはり納税をするということの意識をやはり町民の皆さんに持っていただく、それは国民の義務だということをきっちりとやっぱりとらえていただくということが大事かと思いますし、払いたくても払えない人もあるわけですから、そういう場合には、やはりきちっと税務課を通じてどうすれば払っていけることができるかという相談がけをしていただければ、またそれはそれで全くほったらかしということにはなりませんので、少しでもそういう気持ちのある方、少しでもやはり滞納を減らしていく努力をお互いに進めていくことが大事ではないかなというふうに思っております。

いろいろな取り組みを今お知らせいただきましたけれども、町としても、差し押さえも含め、また水道料金の滞納についても水道の栓をとめるというふうな段階を追った中で、最悪そういう手段をとらなければならないことがございますけれども、何もそれは、それをすることが目的ではなくて、やはり本来入ってくるべき、納めていただくべきものをきちっと納めていただくということで、ぜひ町民の皆さんの協力がなければできないことですから、我々の責任としては、そうしていただいた税金をむだのないように町民の方に還元していくということを、やはり常に頭に置いて財政運営をさせていただきたいというふうに考えております。

- 議 長(糸井満雄) 垣中教育長。
- 教 育 長(垣中 均) 小林議員さんの2問目の、教職員の給食代の立て替え払いにつきまして、ご答弁 させていただきます。

まず、与謝野町におきましては、それはないものと思っております。それから私が関係しておりました旧野田川町におきましても、そのような事例は耳にしておりません。

ただ、私が聞いている範囲におきまして、校長が立て替えているとか、それから教員が立て替えておるというその新聞にあるような話は、聞き及んでおります。

しかし私自身は、それらにつきまして、それは間違っていると、あくまでもそれは、親が払う ものであるという、そういう指導をしてきたつもりでございます。

何か美談のような形に聞こえるわけでございますけれども、決してそんなものではございません。やはり、払うべきものが払うと、それから取り立てが大変だからということで、自分が立て替えて事を済ますというのは、これは間違っている。考え方が間違っていることでございますので、そのように今後も指導していきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

- 議 長(糸井満雄) 小林議員。
- 5 番 (小林庸夫 ) ありがとうございました。

先日も、これは質問ではないんですが、ある病院の事務長さんとお話ししておりまして、医療制度もどんどん目まぐるしく変わってきているわけですが、今後病院が9,300あるのがもう5,000ぐらいに減らされると、減らざるを得んというようなことを申されておりましたし、

ベッド数もかつては120万床あったのが現在は95万床で、それが60万床を目標に国が・・というような形で、非常にすべての面で、何でこんなことになるかということ、きっと国の財政が厳しいためにこういう施策がどんどん、どんどんやってこられておるというようなことを申しておられまして、もう生き残りに必死でやっておられるというのが現実でございます。

いわゆるそういったことは、こういった自治体にも必然的に及んでくることだと思っておりますので、本当によく皆様方ご存じのことと思いますけれども、町のいろいろと要求もしますし、またそういった財政面で本当に考えた上での運営をぜひお願いしたいと、こういうことをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議 長(糸井満雄) これで小林庸夫議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日も、午前9時30分から引き続き一般質問を行いますので、ご参集ください。 大変ご苦労さんでございました。

(散会 午後 4時49分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第項の規定により署名する。

与謝野町議会	議	長
同	議	員
同	議	昌